

全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ (第九次提言)

はじめに

日本の将来を担う子供たちの教育の再生は、国の最重要課題です。

教育再生実行会議では、平成 25 年 1 月の発足以来、これまでに八次にわたる提言を行ってきましたが、既にそれを受けて法令改正や新たな施策が次々と実施に移され、教育再生は大きく前進しています。この歩みを緩めることなく、更に確かなものにしていくためには、提言の狙いが教育現場で真に有効に生かされるよう、絶えず進捗状況を確認しつつ、予想以上の速度で進む情報通信技術の進展等を踏まえ、時代を先取りした新たな教育を創造していく必要があります。

従来の工業中心の時代から、情報・知識が成長を支える時代に入り、情報通信技術をはじめとする科学技術の発展や急速なグローバル化は、社会の在り方に劇的な変化をもたらしています。近い将来には、IoT (Internet of Things)¹や人工知能の進化等により、現在人間が行っている様々な仕事が機械により代替されると予想されるなど、その変化はますます加速しています。

このような情報化時代においては、人間にとって、コンピュータや機械で置き換えることのできない志、創造性、感性等が一層重要になります。社会の在り方としても、一人一人が多様な個性や能力を発揮し、新たな価値を創造したり、互いの強みを生かし合い、人が人としてより幸せに生きることのできる「多様性 (ダイバーシティ)」に富んだ社会を築いていくことが、発展への原動力として不可欠と考えられます。

我が国の学校教育、とりわけ義務教育はこれまで、全国津々浦々にまで高い水準の教育を普及し、成長を支える人材の育成に大きな成果を上げ、国際的にも高く評価されてきました。学級などの集団の教育力を生かした指導、確かな学力の育成を担保する充実した教科学習、豊かな情操の涵養^{かん}や生活指導も含めた人間として調和のとれた育成を目指す指導、授業研究や研修等への教師の熱心な姿勢や、児童生徒等のために家庭にまで働きかけようとする使命感の強さなど、我が国の教育が培ってきた強みは今後とも大切にすべきです。

しかし一方では、これまでの教育で十分に力を伸ばし切れていない子供たちがいるのも事実です。このような子供たちに、一人一人の状況に応じて、その力を最大限伸ばすために必要な教育を提供するという視点に立つことが重要です。多様な個性や能力のあ

¹ インターネットを媒介してあらゆる「モノ」がネットワークでつながること。

る子供たちが、これまで十分に伸ばせていなかった能力を開花させ、社会の中で活躍できる可能性を広げられるよう、これまで以上に学校が地域や社会と連携しながら、これまでよりも包容力を高め、懐深い教育を展開していくことや、ICT等を活用して一人一人の特性に応じた適切な配慮や支援を充実し、世界で最も進んだ教育を実現していくことが必要です。

教育再生実行会議では、このような認識の下、平成27年11月以降、①「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され生かされる教育』への転換」という新たな検討課題について、先導的な取組の視察や、構成員以外の学識経験者も交えた勉強会も行いつつ議論を重ねるとともに、②新たに「提言フォローアップ会合」を開催し、これまでの提言の進捗状況について、提言の理念が教育現場に浸透し実際の教育活動に反映されるよう、視察等も行いながら議論してきました。

今般、これまでの検討の結果を第九次提言として取りまとめました。今回の提言は、単に学校教育だけでなく社会全体の在り方に関わるものであり、政府が目指す「一億総活躍社会」実現の基盤ともなるものです。政府においては、教育関係者だけでなく、幅広い国民の理解と参画を得つつ、提言の内容を速やかに実現されることを期待します。

1. 多様な個性が生かされる教育の実現

「多様な個性が長所として肯定され生かされる教育」の実現には、子供たち一人一人の課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを生かすという視点に立った教育の充実が不可欠です。

障害や不登校、学習内容の未定着、家庭の経済状況、日本語能力の問題等から、これまで十分に能力を伸ばしきれていなかった子供たちも含め、全ての子供の能力を最大限に伸ばす教育の実現が求められます。また、我が国ではこれまで、特に優れた能力を更に伸ばす教育や、リーダーシップを育てる教育が十分でなかったとの指摘もあります。

以下、教育現場が直面するいくつかの例を中心に、採るべき施策を提言します。なお、現実には複数の要因が相互に深く関連している場合もあり、常に複眼的な視点に立った対応が重要であることに留意する必要があります。

なお、施策の実行に当たっては、喫緊の課題として対応すべきもの、中長期的な視野で対応すべきものといった取組の優先順位や、何を実現するかという視点から成果目標を明確にすることが必要です。また、常にその効果や課題、費用の在り方等について検証しつつ、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていくサイクルを確立するとともに、その内容を広く国民に発信し説明責任を果たしていくことも求められます。

(1) 発達障害など障害のある子供たちへの教育

学習上又は生活上特別な支援が必要な子供たちへの教育については、特別支援学校をはじめ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専修学校等でも支援体制の充実など様々な取組が進んでいます。また、障害者の権利に関する条約の締結等を踏まえ、「インクルーシブ教育システム」²の構築に向けた取組が重要になっています。発達障害に関しても、学校や教育委員会等での理解は深まりつつありますが、一人一人の子供へのきめ細かい対応や支援については、今なお途上であると考えられます。特別支援教育の対象となる子供の数は増加しており、特に発達障害は、学習のつまずきや不登校等につながる場合もあり、幼児教育段階での対応の充実も含め、早期からの適切な支援が非常に重要です。

これまでの取組に加え、発達障害の早期発見・支援のための仕組みの構築、地域における教育・保健・医療・福祉・労働分野等の関係機関の連携強化、特別支援教育についての教師の専門性の向上、学校における支援体制の充実等が急務です。

〔早期発見・早期対応の仕組みづくり〕

- 発達障害を早期に発見し適切な支援につなげるため、国、地方公共団体は、1歳6か月児健診、3歳児健診の結果が就学時健診や就学中の健診にも引き継がれ活用されるよう促す。就学時健診や就学中の健診において、最新の科学的知見に基づき、発達障害を含む個々の障害の特性に対応した的確な検査がなされるよう、発達障害の特性を踏まえた視点を健診時の問診票や面接実施要領等に明確に位置付けるとともに、マニュアル³の見直しや先進事例の周知を行う。さらに、健診の結果等を踏まえ、早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関や地域等との連絡調整、情報収集等を行う職員の地方公共団体への配置を充実する。

〔学校での個別カルテ（仮称）の作成と引継ぎ〕

- 特別な支援を必要とする子供について、各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、国は、乳幼児期から高等学校段階までの各学校等で個別の支援情報に関する資料⁴（個別カルテ（仮称））を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを整える。高等教育段階においても、個別カルテ（仮称）の作成・活用を推進する。特に、特別支援学級及び通級による指導の対象となる児童生徒について

² 人間の多様性等の尊重を強化すること、障害者がその能力等を最大限度まで発達させること、自由な社会への効果的な参加を可能とすること等を目的とし、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

³ 「就学時の健康診断マニュアル」（文部科学省の補助により財団法人日本学校保健会が作成（平成14年3月31日、最終改訂平成24年10月11日））。

⁴ 幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領に規定されている「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を活用することが考えられる。

は、個別カルテ（仮称）の作成を義務化する。

〔各地方公共団体における一元的な体制の整備〕

- 上記の個別カルテ（仮称）の有効活用も含め、乳幼児期から青年期まで継続的に発達支援・相談等を行う体制の整備を促すため、国は、各市区町村等において教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局が連携した体制を整備することによって成果を上げている先進的な取組事例について情報提供するとともに、モデル事業の実施等を通じた支援を行う。

〔特別支援教育コーディネーターの専任化、支援員・看護師等の配置促進〕

- 国、地方公共団体は、通級による指導を担当する教師に係る定数の計画的・安定的な充実や、特別支援教育関係の専門スタッフとの連絡調整や校内委員会の企画・運営等を行う教師（特別支援教育コーディネーター）の専任化など学校での教育体制を一層充実するとともに、幼児教育段階も含め特別な支援を必要とする子供への日常生活や学習指導上のサポートを行う特別支援教育支援員の配置を促進する。学校において医行為を行う看護師等の配置も充実する。また、放課後子供教室や放課後児童クラブにおいても障害のある子供に対する適切な支援を行えるよう環境整備を進める。

〔教員養成段階での発達障害等の学修の必修化、教員研修の充実等〕

- 全ての教師が特別支援教育に関する素養を備えるよう、国は、教職課程において、発達障害を含む特別支援教育に関する科目を必修化する。また、国、地方公共団体は、学校現場での先進的な取組も参考にしつつ、発達障害の子供への対応力を向上させるための教員研修を充実する。大学等は、教員免許状更新講習の必修領域として位置付けられている発達障害を含む特別支援教育についての講義内容を拡充する。

〔特別支援学校教諭の同免許状保有必須化〕

- 国は、平成 32 年度までの間に、都道府県教育委員会等に対する特別支援学校の教師の採用・配置の在り方についての指導や、免許法認定講習⁵の開設支援、国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施等に集中的に取り組む。その結果を踏まえ、特別支援学校の教師について特別支援学校教諭等免許状の保有を必須化する。特別支援学級の担当教師についても、現状の 2 倍程度を目指し保有率の大幅な向上を図る。あわせて、特別支援学級や通級による指導の担当教師につい

⁵ 免許状を所持する者が他の種類や上級免許状等を取得するに当たり、大学の教職課程以外で免許状授与に必要な単位を修得することができる講習として、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の規定に基づき、文部科学大臣が認定するもの。

て、教育委員会、教職大学院をはじめとする大学、国立特別支援教育総合研究所等の実施する専門的な研修の受講を促進する。

〔高校における通級指導の制度化等〕

- 国は、高等学校での通級による指導を制度化するとともに、指導内容や支援体制の充実などの環境整備に取り組む。また、通級による指導の制度化後の状況等を踏まえつつ、高等学校における特別支援学級の導入についても検討する。

〔高校等への就労支援を行う職員の配置充実〕

- 障害のある子供の自立と社会参加に資するよう、国、地方公共団体は、特別支援学校高等部や高等学校において、インターンシップや就労先の開拓、卒業後のフォロー等を行う職員の配置を充実させ、労働分野等の関係機関と連携した就労支援を行う。また、国は、発達障害のある子供の就労が促進される環境の整備に取り組む。

〔学校卒業後の継続的な学習・訓練機会の充実〕

- 国、地方公共団体は、障害のある人が学校卒業後も居住する地域において継続的に学習し、学校等で身に付けた能力を維持・向上させることができるよう、社会教育や職業訓練など学校外での利用しやすい学習・訓練等の機会を充実する。

〔特別支援学校等の施設などの環境整備〕

- 国、地方公共団体は、特別支援学校等の教室不足などの問題に対応するため、各都道府県における潜在的なニーズを含め、受入れが想定される児童生徒数の的確な把握や教室不足の解消のための計画の策定・更新を促進するとともに、施設整備を含むハード面での環境整備を進める。

〔ICT 機器の活用等による適切な支援の推進〕

- 障害がある子供が、障害の特性に応じ、子供の能力を補完するための ICT 機器の活用など適切な支援を受けることにより学習上、生活上の困難を改善し、持てる力を最大限に発揮できるようにすることが重要である。このため、国、地方公共団体は、教育・研究機関や民間団体等と連携を図りつつ、ICT 機器やデジタル教材の開発、普及、学校における ICT 環境の整備等を推進する。

〔国立特別支援教育総合研究所の機能強化〕

- 国は、インクルーシブ教育システムに関し学校現場が直面する課題についての研究や、発達障害等に関する教師向けインターネット講義、学校で使用可能な ICT 教材等のデータベースの充実等を図るため、国立特別支援教育総合研究所の研究、研修、情報発信の機能を強化する。

〔障害への理解促進〕

- 障害のある者もない者も互いに理解し、共に助け合い、支え合って生きていく共生社会の形成を目指し、国、地方公共団体は、関係部局・機関の連携の下、発達障害も含めた障害に関する情報を保護者や地域に的確に提供し、障害に対する理解を促進するなど社会的啓発に積極的に取り組む。

（２）不登校等の子供たちへの教育

不登校の背景や様態は様々ですが、文部科学省の調査で「不登校」⁶に該当する子供が小・中・高等学校あわせて年間 17 万人以上に上り、また高等学校を中途退学する生徒が年間 5 万人以上いるという現状は、全ての教育関係者が深刻に受け止める必要があります。不登校等の子供たちへの教育については、これまでもスクールカウンセラーの配置等を進めてきましたが、一人一人の課題によりきめ細かく対応するという観点から、更に取り組の強化が求められます。

学校や教育委員会における、より多様で柔軟な教育・相談・支援体制の整備、教育・福祉・医療・労働分野等の関係機関の連携強化、フリースクールなどの多様な場での学びの支援等の充実が必要です。

〔教育相談体制の充実〕

- 国、地方公共団体は、専門知識の活用や、関係機関との連携による相談・支援体制の充実のため、児童生徒支援のための専任教員の配置の促進、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの法的な位置付けの明確化を行うとともに、平成 31 年度までに、原則として、スクールカウンセラーを全公立小中学校に、スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置する。

〔不登校児童生徒についての情報の適切な引継ぎ〕

- 国は、（１）と同様に、不登校等の子供について各学校段階で個別の支援情報に関する資料⁷を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを構築する。

⁶ 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」においては、「不登校」を「年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒数のうち何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」としている。

⁷ 平成 27 年 8 月に文部科学省の不登校に関する調査研究協力者会議が中間報告の中で提案している「児童生徒理解・教育支援シート」を活用することが考えられる。

〔不登校の子供を対象とする特別な教育課程を編成・実施する学校の設置促進〕

- 不登校の子供たちを対象とした特別な教育課程を編成・実施する学校（不登校特例校）の設置を促進するため、国は、先導的な取組事例を広く周知する。また、小中学校段階で既に市町村が不登校特例校を設置している事例があるが、都道府県が設置する場合にも、国からの同様の支援が受けられるよう、制度の見直しを検討する。

〔教育支援センターの整備や多様な場での学びの支援〕

- 国、地方公共団体は、不登校の子供たちの学校への復帰を支援するため、教育支援センター（適応指導教室）⁸の更なる整備やスクールカウンセラーの配置等による教育相談体制の充実を進めるとともに、同センターや在宅等での学習支援にデジタル教材等を積極的に活用する。また、教育委員会・学校とフリースクール等の連携の充実を図りながら、フリースクールで学ぶ子供たちへの学習面・経済面の支援や、夜間中学の設置促進と就学希望者への積極的支援、教育支援センター（適応指導教室）や不登校特例校との連携強化により、多様な場での学びも支援する。

〔高校中退者を継続支援する体制の構築等〕

- 国は、不登校等の子供に対し学校卒業後も継続的に相談・支援が行われるよう、地方公共団体において教育・福祉・労働などの関係機関が連携した体制の構築を促進するため、先進的な取組事例の周知やガイドラインの作成等を行う。高等学校中退者については、関係省庁が協力し、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーション⁹等が連携して、中退後も就労や再度の就学につなげる支援を行う体制の構築を促進、支援する。

（3）学力差に応じたきめ細かい教育

我が国の子供たちの平均的な学力は世界的に見てもトップレベルにあり、国内調査でも、全国的な傾向としては学力の底上げが図られています。しかし、一人一人に目を向ければ、子供たちの学力にはばらつきがあり、「授業内容が簡単すぎる」または「難しすぎる」と感じている子供も一定数存在します。また、進学準備や学力補充などの目的で学習塾等に通う子供も多く、それが重い教育費負担につながっている現状があります。このため、多様な他者とのつながりなど学校や学級での多様性のメリッ

⁸ 不登校児童生徒等の学校生活への復帰を支援するため、教育委員会又は首長部局が設置するものであり、学校以外の施設や学校の余裕教室等において、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリングや集団指導等を行う。

⁹ ニートなどの若者の職業的自立を支援するため、キャリアコンサルタント等による専門的な相談、コミュニケーション訓練、職場体験等を実施している。平成28年5月現在、全国160箇所に設置されている。

トを生かした教育を強化するとともに、得意分野の更なる伸長や苦手分野の克服のため、習熟度別指導など「個に応じた教育」を更に進め、学力差にかかわらず全ての子供の学力を高める教育を充実する必要があります。

このため、学校における教育指導体制の一層の充実を図りつつ、よりきめ細かい習熟度別少人数指導、ICT を活用した個別学習、放課後や土曜を活用した補充・発展学習などの取組を進めていくことが重要です。

〔よりきめ細かい習熟度別少人数指導等の推進〕

- 国、地方公共団体、学校は、各学校、子供の状況を踏まえつつ、教育内容の配当学年にこだわらず、応用問題や既習事項の繰り返しに係る学習も含め、よりきめ細かい習熟度別少人数指導や補充学習を推進する。その際、国は、そのような指導を可能とする教師の体制が確保されるような環境整備に努める。

〔専門的な知識・技能を持った優れた人材による指導の促進〕

- 国は、相当の免許状を有する教師が教育計画を立て、全体を統括し、成績評価を行うことを前提として、教員免許状を有しないが特定の分野についての専門的な知識・技能を持った優れた人材等が、当該教師の指導・助言を受けながら、それぞれのグループを単独で指導することは可能である旨を関係者に周知する。また、国、地方公共団体、学校は、特別免許状や特別非常勤講師制度も積極的に活用する。

〔ICT の活用等による個々の子供の課題に対応した学習の推進等〕

- 国、地方公共団体、学校は、個々の子供の理解度やつまづきなど学習上の課題にきめ細かく対応した学習を可能とするため、教師の授業力を支えるデジタル教材の活用を進めるとともに、習熟度別指導や補充学習、生徒の自学自習等における個別学習でもデジタル教材を積極的に活用する。あわせて、国は、関係団体等とも連携しつつ、このようなデジタル教材や指導方法の開発・普及を促進する。さらに、国は、学校の ICT 教育環境について地域間、学校間で整備状況に差があることを踏まえ、ICT を活用した教育活動について教師など教育関係者の理解促進に努めるとともに、学校が備えるべき ICT 教育環境の標準を策定する。地方公共団体、学校は、それを踏まえて学校の ICT 教育環境の整備に取り組む。

〔高等学校、高等専修学校等における特色ある教育の推進、普及〕

- 義務教育修了後の高等学校や高等専修学校では、生徒の興味・関心や将来の進路希望等に応じ、選択幅の広い柔軟なカリキュラム編成や職業教育の重視など、特色ある多様な教育が行われており、国・地方公共団体は、そうした取組への支援を一層推進する。また、先導的な事例を普及する取組を強化する。

〔放課後等や地域における学習の場の充実〕

- 授業以外でも、子供一人一人の意欲を伸ばし、学習を支援する機会を充実させるため、国、地方公共団体、学校は、地域の人材等の協力も得て、放課後や土曜日、長期休業期間等を活用した補充・発展学習の機会を充実させるとともに、これらの活動の基盤となる地域学校協働本部の全国的な整備を推進する。こうした活動の一つとして、国は、地域住民、民間教育事業者、NPO 等の協力を得て放課後等に中高生等を対象に学習支援を行う「地域未来塾」を平成 31 年度までに全国 5,000 中学校区において実施するとともに、高校生への支援を全国展開する。

（４）特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育

「多様な個性が長所として肯定され生かされる教育」の実現には、一人一人の長所や強みを最大限に生かす視点が重要です。特に優れた能力を更に大きく伸ばす教育、あるいはリーダーシップを育てる教育は、これまでの我が国の学校教育では必ずしも十分でなかったと指摘されるところです。

また、障害のある子供や、集団生活に馴染みにくいために不登校傾向にある子供の中には、何らかの分野で突出した才能を有していたり、適切な支援を受けることによって大きく開花する可能性を秘めた子供もいます。

こうした子供たちも含め、特に優れた能力やリーダーシップなどの資質を、公教育の場で最大限に伸ばせるようにすることが重要です。このため、このような教育の重要性についての社会の理解を醸成しつつ、初等中等教育段階から多様な教育を行うための環境を整備し、大学、地方公共団体、民間団体や様々な分野の専門家等との連携による教育プログラムの実施、大学入学者選抜等で多様な能力が評価される仕組みの拡大や大学への飛び入学等を進める必要があります。

〔子供のうちから「本物」の専門家に出会う機会の充実〕

- 国、地方公共団体、学校は、授業や課外活動等において、ICT も積極的に活用して、子供たちが研究者、芸術家、スポーツ選手、起業家、職人など様々な分野の本物の専門家から直接指導を受ける機会を充実する。また、数学や物理、科学、プログラミングなどの分野に特に高い関心や能力を持つ生徒のための高度な学習活動を促進するため、高等学校等でのこうした分野の部活動などの取組を支援する。

〔教育課程の特例の活用などの仕組みの一層の活用〕

- 初等中等教育段階から多様な教育を行うための環境を整備するため、特に優れた能力を更に伸ばすための特別な教育プログラムの編成・実施を促進する観点から、国、地方公共団体は、教育課程特例校や特別免許状、特別非常勤講師などの制度の

一層の活用を推進する。

〔小学校高学年での教科担任制の推進〕

- 小学校段階から各分野の専門的な指導を受ける機会を充実し、子供の学習への関心・意欲を喚起し、能力を更に伸ばすため、国、地方公共団体、学校は、特に小学校高学年での教科担任制の取組を一層推進する。

〔小中学生を対象とした新たな教育プログラムの創設〕

- 国は、理数分野等で突出した意欲や能力のある小中学生を対象に、大学・民間団体等が体系的な教育プログラムにより指導を行い、その能力を大きく伸ばすための新たな取組を全国各地で実施する。

〔スーパーサイエンスハイスクール等の一層の推進〕

- 国、地方公共団体、大学、高等学校等は、スーパーサイエンスハイスクール、スーパーグローバルハイスクールや、グローバルサイエンスキャンパス¹⁰などの取組の成果を検証しつつ、効果の上がっている取組を推進するとともに、優良事例の普及を図る。また、米国のアドバンスト・プレイメント¹¹を参考に、高い能力と学習意欲を持つ高校生等が早期から大学レベルの教育を受けたり、大学、研究機関、企業等において共同研究やインターンシップを行ったりした場合に、一定の条件の下、その学修成果が在籍校の単位として、また、大学入学後には大学の単位として認められる取組を推進する。

〔リーダー育成などの取組の普及、支援〕

- 国は、優れた能力やリーダーシップなどの資質を大きく伸ばすことに対する社会的理解の醸成に取り組みつつ、次代を担うリーダー等の育成を図る観点から、地方公共団体や民間団体等が中学生、高校生等を対象に行う、各分野の最前線で活躍する人々による講話や指導、同世代の子供たち同士での議論、我が国の歴史・文化等についての学習、自然体験、ボランティア活動、留学等の機会を充実する取組の普及、支援に努めるとともに、官民が協力した海外留学支援制度（トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム）等を推進し、早い段階から海外への留学経験を積むことができるようにする。

¹⁰ 国立研究開発法人科学技術振興機構による支援プログラムで、大学が実施する卓越した意欲・能力のある高校生等を対象とした次世代の傑出した国際的科学技術人材の育成プログラムの開発・実施を支援するもの。平成28年5月現在、15大学にて実施されている。

¹¹ 大学レベルの授業を高等学校で行い、大学進学後に大学の単位として認定する制度。アメリカで実施されている。

〔優れた能力を有する発達障害、不登校などの課題を抱える子供への教育〕

- 国は、特定の分野で特に優れた能力を有する発達障害、不登校などの課題を抱える子供たちの能力を伸ばす取組を広げる方策について、現在大学・民間団体等で実施されている先進事例¹²等も踏まえつつ、大学、地方公共団体、関係団体等とも連携しつつ検討する。

〔大学入学者選抜等における多様な観点からの評価〕

- 上記のような特に優れた能力を更に伸ばす取組が実際に効果を上げるためには、大学等の入学者選抜においても、生徒の得意分野への取組状況や成果が評価される機会が開かれていることが重要である。国、大学は、第四次提言で示した大学入学者選抜の改革を進めるに当たり、こうした観点にも留意して取組を進める。

〔大学等への「飛び入学」の活用〕

- 国、大学は、大学・大学院への「飛び入学」の状況や成果を検証しつつ、対象となる学生が入学後に優れた能力を大きく伸ばせるよう、大学において特別な教育プログラムを編成・実施している取組など先導的な取組を一層推進する。

〔社会・経済の成長を支える次世代のリーダーの育成〕

- グローバルな競争環境の中で、今後も我が国の社会・経済の成長を維持できるよう、国、大学は、次代を牽引する人材を育成するため、特に専門職大学院における企業経営のリーダーやイノベーションを創出する人材等を育成する取組を強化する。

（５）日本語能力が十分でない子供たちへの教育

経済社会のグローバル化に伴い、我が国で暮らす外国人の数も増加しており、日本語指導を必要とする子供たちも増加傾向にあります。そのような子供たちも適切な教育を受け、能力を伸ばし、社会性等を身に付けることができるよう、良質の教育環境を確保する必要があります。

この問題への対応としては、従来から、日本語能力が十分でない子供たちが特に多い地域を中心に、公立小中学校への教師の追加配置、指導者等の研修、手引書の作成等が行われてきました。今後は、それらの取組に加え、各地方公共団体や企業、関係機関・団体等とも連携しつつ、高等学校等で学ぶ機会を拡大するとともに、キャリア

¹² 東京大学先端科学技術研究センターと日本財団が実施している「異才発掘プロジェクト ROCKET」では、突出した能力を有する、現状の教育環境に馴染めない不登校傾向にある小・中学生を全国から選抜し、継続的な学習保障及び生活のサポートを提供している。平成 26 年度から開始し、2 年間で 28 名を選抜し、支援している。

教育、進路指導など、進学、就労につながる取組の充実が重要です。

〔不就学の子供の実態把握〕

- 国、地方公共団体は、地域の実情に応じ、教育・福祉部局や住民登録の担当部署等が連携して不就学の状態となっている外国人の子供の実態を把握する仕組みの整備を図るとともに、保護者に対し、就学への働きかけや教育機関、生活支援等に関する情報提供等を行い、教育の機会の確保に取り組む。また、学校への受入れに際し、子供の日本語能力や学力等を適宜判断し、必要に応じ下の学年への入学を認めるなど柔軟な取扱いについて周知を徹底する。

〔支援人材の確保など地域ぐるみで支援する体制の整備〕

- 国、地方公共団体は、小中学校段階で日本語能力が十分でない子供を受け入れ、一人一人の状況に応じた日本語や教科等の指導、保護者との連絡等を円滑に行えるよう、子供の日本語能力に応じた特別な指導を担う教師に係る定数の計画的・安定的な充実や、養成・研修を通じた専門性の向上とともに、外国人・大学生・日本語教師などの地域の人材を、通訳や日本語指導、学習サポートに当たる支援員・ボランティア等として安定的に確保できる枠組みづくりと専門性の向上に取り組む。また、学校卒業後も継続的に相談・支援を行うことができるよう、地方公共団体において、教育・福祉・労働分野等の関係機関が連携したワンストップ窓口等の体制整備が進むよう、先進事例の情報発信、ガイドラインの作成等を行う。

〔日本語能力が十分でない子供についての情報の適切な引継ぎ〕

- (1)と同様に、国は、日本語能力が十分でない子供について、必要に応じて、各学校等が個別の指導に関する支援情報資料¹³を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを構築する。

〔特別な教育課程の編成・実施等〕

- 国は、小中学校段階で可能となっている日本語能力が十分でない子供を対象とした特別な教育課程の編成・実施について、地域の状況に応じ、「拠点校」方式も含め活用を促進するとともに、その取組状況を検証した上で、適用範囲の高等学校段階への拡大についても検討する。

また、地域の国際交流協会、NPO、大学等と連携した初期指導教室や日本語支援センターの設置などの取組を促進する。

¹³ 日本語指導が必要な児童生徒に対して特別の教育課程を編成・実施する際に作成することとされている「個別の指導計画」を活用することが考えられる。

〔日本語指導等のための ICT を活用した教育の推進、開発〕

- 国、地方公共団体、学校は、例えば日本語指導を必要とする子供が極めて少ない地域等でも、それらの子供が能力に応じ適切な学習を行えるよう、デジタル教材など ICT を活用した教育を積極的に推進するとともに、教材等の開発にも取り組む。

〔就労を見据えたキャリア教育等の充実〕

- 国、地方公共団体、学校は、外国人児童生徒等の将来の就労も視野に入れ、特に高等学校段階において、日本語や教科等の指導に加え、企業や地域とも連携しつつ、キャリア教育やインターンシップ、進路指導の充実を図る。

（6）家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障

家庭の経済状況に左右されない「教育の機会均等」は国の最も重要な柱の一つであり、「一億総活躍社会」の基盤でもあります。子供たちの未来が、本人の努力以前に家庭の経済状況によって閉ざされることがあってはなりません。しかし現状では、所得をはじめとした家庭の経済的背景等と子供の学力や大学等への進学率に明らかな相関関係が見られること等も指摘されています。

国においても、このことについてはこれまでも重視し、幼児教育の無償化や奨学金の拡充、習熟度別少人数指導や補充学習等のための学校における指導体制の充実、学習が遅れがちな子供たちへの学習支援などの取組が進められています。今後はこれらを更に充実し、家庭の経済事情にかかわらず、全ての子供たちに対する幼児期からの教育機会の保障や、誰もが努力すれば希望する進路への道が開かれる環境を整えるため、公教育の質の向上、教育費負担の軽減等を推進していくことが必要です。

〔学校で十分な基礎学力を習得できる教育の推進〕

- 国、地方公共団体、学校は、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子供たちが、学習塾等に行かなければ基礎学力が習得できないということにならないよう、学校での授業の質を高めるとともに、（3）で述べた習熟度別少人数指導、放課後等の補充・発展学習、地域学校協働本部の整備などの取組を一層推進する。

〔特に困難な地域の学校等への重点支援〕

- 国、地方公共団体は、就学援助を受けている子供が多く、学力面でも課題を抱えている学校における学力保障の取組を重点的に支援するため、個別指導や関係機関との連携等を行う教師の追加配置、学習支援のためのサポートスタッフや学力向上のためのアドバイザーの派遣など、集中的な支援を行う。（3）で述べた「地域未来塾」の取組を推進するに当たっても、こうした地域での取組を優先的に支援する

よう配慮する。

〔家庭の教育費負担の軽減〕

- 国、地方公共団体は、家庭の教育費負担軽減のため、財源の確保と合わせた幼児教育の無償化の段階的推進、国公私立を通じた義務教育段階の就学援助に対する着実な取組、私立中学校生徒に対する支援の在り方に関する検討、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の取組の一層の推進、大学等での授業料減免や無利子奨学金の拡充、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の具体化、給付型奨学金の在り方に関する検討などの取組を着実に進める。

〔希望する大学等への進学を可能にする学力の保障〕

- 受験のための学習塾や予備校など学校外での費用負担が家庭の教育費負担を重くしている実態がある。学習塾等に行かなければ希望する大学等へ進学できる学力が身につかないということがないよう、上述の取組を推進するとともに、「高大接続」改革の中で大学入学者選抜の在り方も適切に見直す。

〔家庭に寄り添う支援の強化〕

- 幼少期からの家庭環境は、子供の人格形成やその後の能力の発達に影響を及ぼすことから、国、地方公共団体は、経済状況など様々な家庭の問題を抱えながらも行政窓口相談に来ていない家庭に対し、教育・保健・福祉・労働部局等が連携して、地域の子育て経験者などの人材を活用した家庭教育支援チーム等による訪問型支援、相談対応等の家庭に寄り添う支援を強化し、全国に普及する。

〔家庭を取り巻く地域の教育環境の整備〕

- 子供が置かれた家庭の状況にかかわらず、地域で学習や体験活動の機会が適切に提供されるよう、図書館等の機能を活用した学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭など困難な状況にある親や子供を対象とした自然体験活動等を全国的に展開する。

（7）これらの取組を効果的に推進するための体制の整備

上述のような施策を進めるに当たっては、常にその教育上の効果、社会経済的な効果や課題、費用の在り方等について検証しつつ、より効果的・効率的な施策の立案・改善に生かしていくことが必要です。国においても、そのための体制強化を図ることが求められます。

〔国における施策の効果の検証・分析体制の強化〕

- 新しい教育施策を実行していくために必要な教育投資について、国民に対して十分な説明責任を果たし、幅広い国民の理解と支持を得ていく上でも、国は、当該施策の成果や課題、社会経済的な効果を含む費用対効果、他の施策との比較等について専門的、多角的に分析・検証するための体制を強化する必要がある。その一環として、国において、国や地方公共団体における新たな施策や特色ある先進的な施策等を対象に、必要なデータ・情報を体系的かつ継続的に蓄積し、公募研究等により大学等の外部の研究者等の参画も得つつ、透明性と公平性のある形で実証的な調査・分析・情報発信を行うための体制を整備する。

〔「教育再生先導地域（仮称）」〕

- 国は、特定の地域や学校において、新たな教育施策を試験的に実施したり、先進的な取組により大きな成果を上げていると考えられる事例等について、その効果や課題を専門的に検証し、高い効果が認められたものについて全国展開や支援の充実等につなげるための仕組み（「教育再生先導地域（仮称）」）について検討する。

2. これまでの提言の確実な実行に向けて

「教育再生」は日本再生の柱であり、「一億総活躍社会」実現の基盤となるものです。教育再生の実現のために何より重要なのは、今回の提言も含め、行うと決めた改革を一つ一つ確実に実行していくことです。

その際、特に重視する必要があるのは、提言の理念が教育現場まで浸透し、日々の教育活動に反映されるよう、提言に基づく制度や施策が本来の狙い通り有効に機能しているかを継続的にフォローアップしていくことです。

(1) 提言に基づき、既に法令改正等がなされた事項

これまでの提言を受け、いじめ防止（第一次提言）、教育委員会制度改革（第二次提言）、大学ガバナンス改革（第三次提言）、義務教育学校の制度化（第五次提言）等、積年の課題が速やかに実行に移されました。このことは教育再生実行会議の大きな成果です。

しかし、「教育再生」は制度を作って終わりではありません。その狙いが真に達成されているか、制度が形骸化していないかを継続的に確認し、必要なら速やかに軌道修正や更なる見直しを図るべきです。

例えば、いじめ防止対策推進法の施行後も、いじめが関係しているとみられる子供の自殺は起きています。全ての学校現場での意識改革、取組の徹底は、今後も不断に取り組みねばならない課題です。

教育委員会制度改革については、各地方公共団体にその趣旨を十分浸透させるとともに、特に、首長主催の総合教育会議によって、首長と教育委員会の連携が強化されてきているところですが、一方で、その運営が形骸化しないよう、引き続き状況を確認する必要があります。

大学ガバナンス改革についても、内部規則の見直し等は進んでいますが、それが真に学長のリーダーシップの確立等につながっているか、引き続き注視する必要があります。

(2) 提言の実行に向け、特に注視する必要がある重要事項

当面、特に次の重要事項について、政府における着実な取組の推進を期待します。

① 「選挙権年齢引下げ」への適切な対応（第七次提言関連）

公職選挙法等が改正され、本年夏から選挙権年齢の引下げが実施されます。今回

の制度改正は教育上も大きな意義があるものであり、各学校現場で適正な指導がなされるよう、国においても必要な指導・助言・援助に全力を尽くすべきです。特に次のことを強く期待します。

- ・ 文部科学省と総務省が共同で作成した高校生向け副教材や教師用指導資料を活用し、全ての高校生に対し、政治・選挙等に関する教育を行うこと。
- ・ 例えば、選挙管理委員会やNPO等の協力を得て、模擬投票やグループ学習等に積極的に取り組み、主権者として社会に主体的に参画する意識を醸成する教育を推進すること。
- ・ 同時に、高校生が公職選挙法等で禁止されている行為を行わないよう十分指導すること。
- ・ 教師が公正かつ中立な立場で生徒を指導し、特定の政治上の主義等を支持・反対することとならないよう、また、学校の内外を問わず地位を利用した結果とならないよう徹底すること。
- ・ 教職課程や教員研修でも、政治や選挙等に関する教育に係る内容の充実を図ること。

② 学校教育の中核である教師の資質向上、学校の組織運営改革、学校と地域の連携・協働（第五次・第六次・第七次提言関連）

学校を取り巻く複雑かつ多様な課題に的確に対応していくためには、教師の資質向上、学校の組織運営改革、学校と地域の連携・協働に向けた改革を一体的に進める必要があります。このため、平成28年1月に文部科学省が策定した「次世代の学校・地域」創生プラン等に沿って、次の改革を加速させる必要があります。

- ・ 我が国の教育の中核を担うのは何と言っても教師である。教師に優れた人材を確保するため、処遇の確保や、特別免許状の運用の見直し等による外部人材の活用を進めるとともに、養成・採用・研修を通じ、不断の資質向上のための仕組みを構築するべく、教員育成指標の策定、教員育成協議会の設置、初任者研修や校内研修の一層の充実、教員研修センターの機能強化等、法改正を含め必要な施策を実施に移すこと。
- ・ 「チームとしての学校」の体制を強化し、学校全体としての教育力を高めるため、教職員体制の充実、原則として、スクールカウンセラーの全公立小中学校、スクールソーシャルワーカーの全公立中学校区への配置等、専門スタッフの配置を促進すること。その上で、教師と専門スタッフの役割分担を明確にし、効果的な連携体制を構築すること。あわせて、学校のリーダーとしての校長の裁量権を拡大すること。

- ・ 全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指した取組の推進・加速や、地域コーディネーターの配置の促進等により、地域全体で子供を育てる「地域学校協働活動」の推進を図り、学校と地域の連携・協働体制の確立に向けて法改正を含め必要な施策を実施に移すこと。

③ 日本の教育を変える「高大接続」改革、大学入学者選抜制度改革（第四次提言関連）

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革については、第四次提言後、文部科学省で精力的に検討がなされていますが、日本の学校教育全体に波及する重要な課題であるため、改革の必要性について教育関係者をはじめ広く国民の理解を深めつつ、丁寧かつ着実に取組を進める必要があります。

- ・ ①高校までの教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な見直し、②能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換等、提言の趣旨を見失うことのないよう、関係者の意見を集約し、速やかな実現に向け準備を進めること。

④ 日本の「知」を牽引すべき大学の教育研究力の強化（第三次・第五次・第七次提言関連）

「大学力は国力そのもの」であり、大学の力が世界、日本、地域のために様々な分野で生かされるよう、ガバナンス改革の徹底と教育研究の抜本的な強化が必要です。このための方策として、特に次の施策の早急な実現に向け、取組を進める必要があります。

- ・ 世界最高水準の教育研究の展開が見込まれる国立大学を指定する仕組みの創設等の制度改革を踏まえ、我が国の大学の水準向上やイノベーション創出を一層加速すること。
- ・ 国内外の研究機関や民間企業等との連携により、新たな知の創造と活用を主導する優秀な博士人材を育成する「卓越大学院（仮称）」形成のための仕組みづくりを進めること。
- ・ 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化に向け、検討・準備を進めること。

⑤ 教育投資・教育財源の充実（第八次提言関連）

第八次提言で述べた教育投資の意義を踏まえ、これからの時代を見据えた教育を実行していくために必要な教育投資の充実や、教育財源の確保に向けた次のような取組を加速させる必要があります。

- ・ 「教育は未来への先行投資」という認識に立ち、国家戦略として教育投資の充実、教育財源の確保に取り組む姿勢を明確にすること。
- ・ 文部科学省の中央教育審議会で検討が行われている「第三期教育振興基本計画（平成 30～34 年度）」に、第八次提言の趣旨を十分反映すること。
- ・ 特に、幼児教育の無償化及び幼児教育等の質の向上、高等教育段階における教育費負担軽減等、教育投資を充実するとともに、税制の見直し等による財源確保についても引き続き真摯に検討すること。

全ての子供たちの能力を伸ばし
可能性を開花させる教育へ
(第九次提言参考資料)

目次

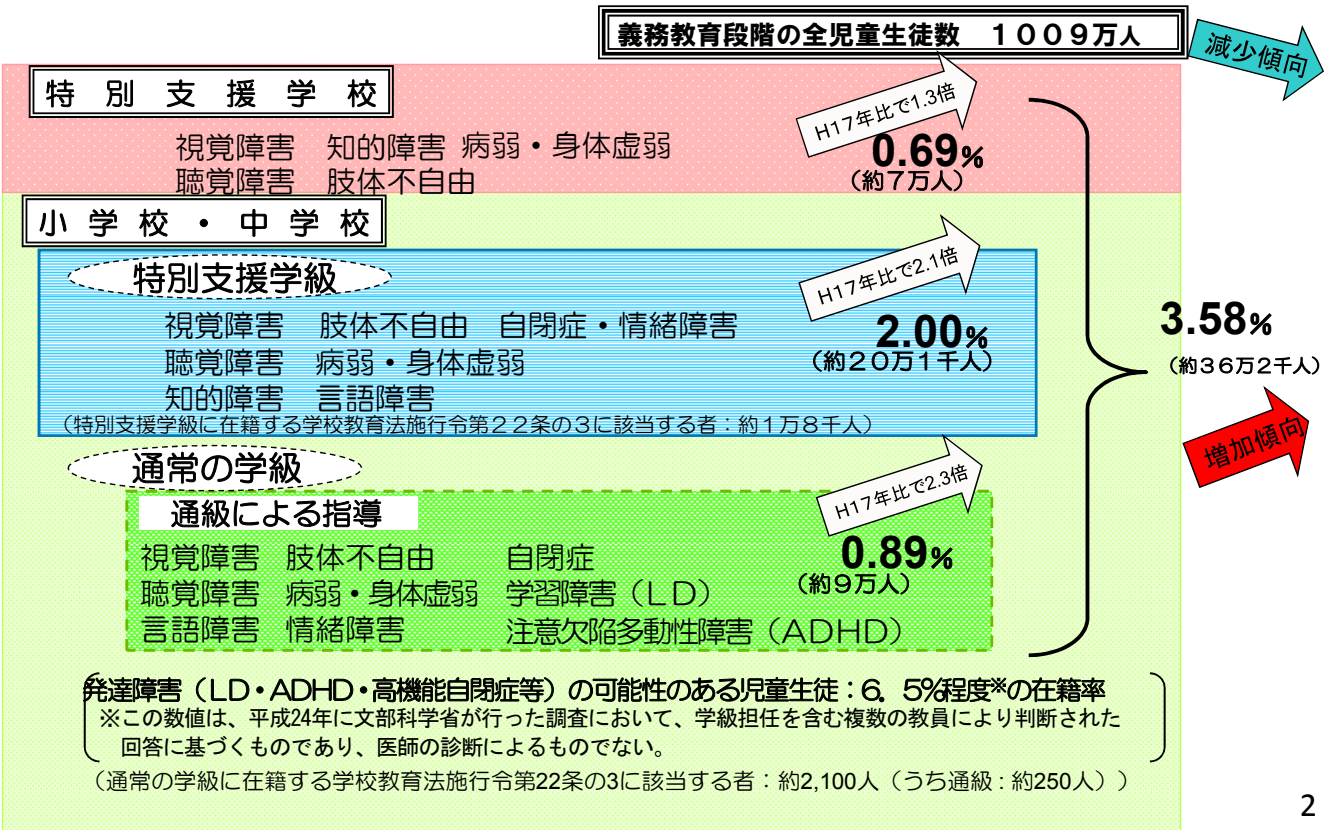
(1) 発達障害など障害のある子供たちへの教育	
特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階）	2
特別支援学校の現状	3
特別支援学級の現状	4
通級による指導の現状	5
主な発達障害の定義	6
乳幼児健康診査（1歳6か月児健診・3歳児健診）	7
就学時の健康診断・児童生徒等の健康診断	8
学校における支援体制の整備状況・課題	9
教職課程における特別支援教育に関する科目	11
特別支援学校教諭等免許状の保有状況	12
公立特別支援学校における教室不足	13
特別支援教育におけるICT機器の活用	14
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所	15
(2) 不登校等の子供たちへの教育	
不登校児童生徒数の推移	17
高等学校中途退学者数及び中途退学率の推移	18
スクールカウンセラー等・スクールソーシャルワーカー活用事業	19
不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成	20
教育支援センター（適応指導教室）	21
小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設（フリースクール等）	22
中学校夜間学級	23
(3) 学力差に応じたきめ細かい教育	
日本における学力差の現状	25
習熟度別少人数指導の現状	28
特別免許状	30
特別非常勤講師制度	31
学校のICT環境整備	32
ICTを活用した個に応じた学習支援	33
地域未来塾	35
(4) 特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育	
「本物」の専門家に出会う機会の充実	37
教育課程特例校	39
小学校段階からの専科指導（教科専門指導）	40
スーパーサイエンスハイスクール	41
スーパーグローバルハイスクール	42
グローバルサイエンスキャンパス	43
米国のアドバンスト・プレイズメント	44
官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～	45
次世代の各界のリーダーとなる人材を育てるための自治体や民間の取組の例	46
異才発掘プロジェクトROCKET （Room of Children with Kokorozashi and Extraordinary Talents）	47
特色ある大学入学者選抜	48
大学への飛び入学	49
(5) 日本語能力が十分でない子供たちへの教育	
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状	51
帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業	54
定住外国人の子供の就学支援事業（虹の架け橋教室）[H21～26]	55
「特別の教育課程」の編成・実施	56
(6) 家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障	
家庭の経済事情による影響	58
各教育段階ごとの教育費	60
子供2人を大学まで卒業させるために必要な教育費	61
幼児教育の無償化に向けた取組の段階的な推進	62
義務教育段階の就学援助	63
高校生等への修学支援	64
（独）日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実	65
国立大学・私立大学の授業料減免等の充実	66
専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業	67
地域人材の活用や学校等との連携による訪問型家庭教育支援事業	68
教育再生実行会議・同提言フォローアップ会合審議の経過	69
教育再生実行会議の開催について	70
教育再生実行会議提言フォローアップ会合の開催について	71
教育再生実行会議 構成員	72
教育再生実行会議提言フォローアップ会合 構成員	73

(1) 発達障害など障害のある子供たちへの教育

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

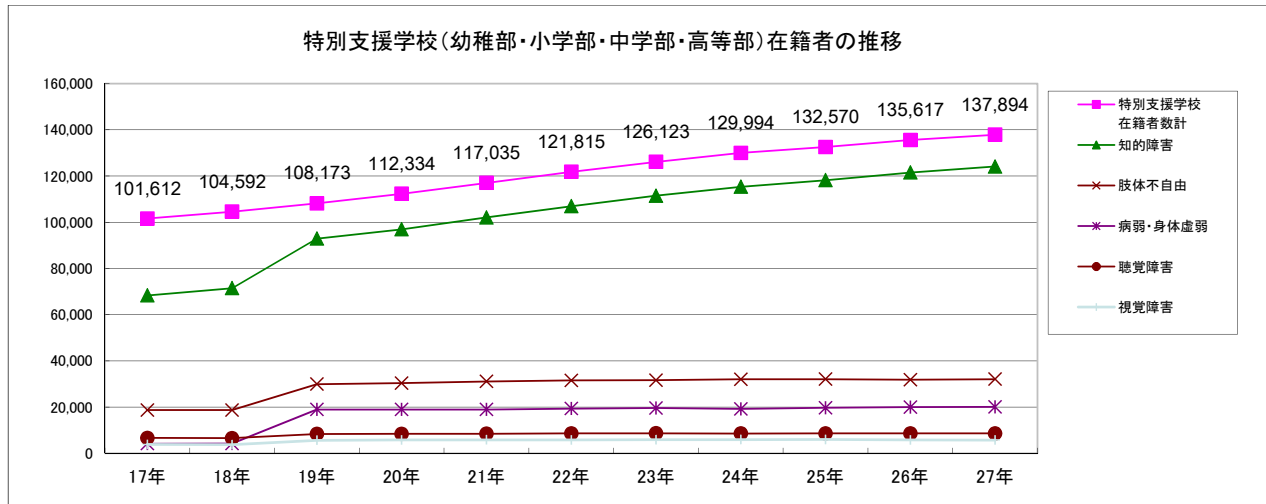
○ 義務教育段階の全児童生徒数は減少傾向にある一方、特別支援教育の対象となる児童生徒数は増加傾向にある。

(平成27年5月1日現在)



特別支援学校の現状

○ 特別支援学校在籍者数全体は増加傾向。知的障害の増加人数が多い。



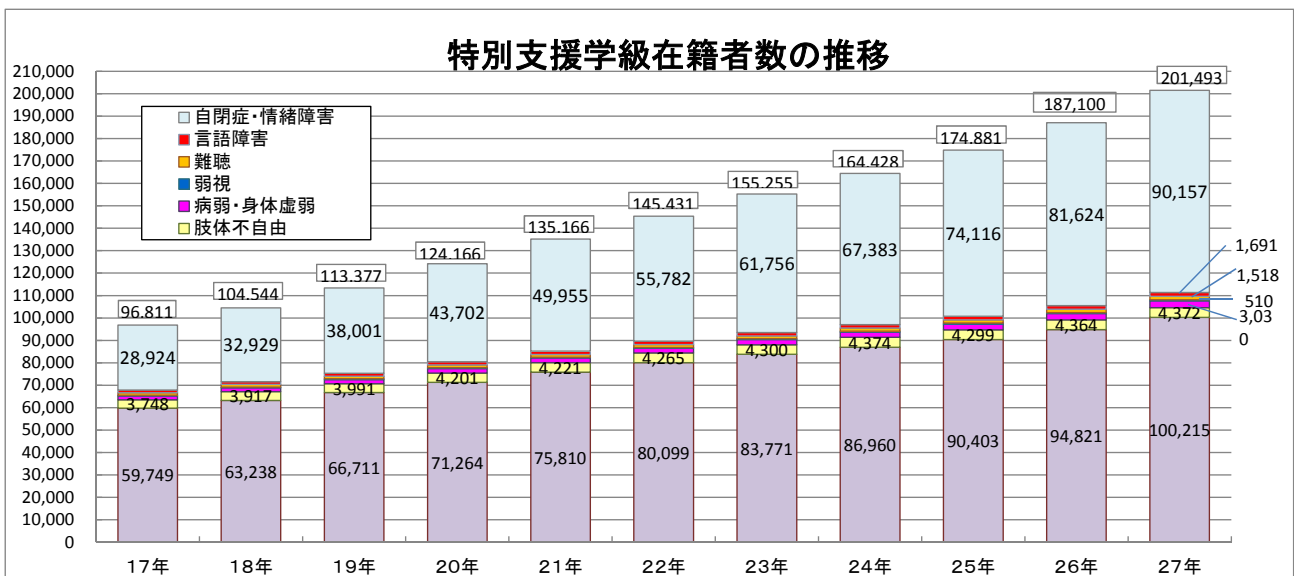
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	83	118	745	345	145	1,114
在籍者数	5,716	8,625	124,146	32,089	20,050	137,894

■上記の特別支援学校在籍者のうち、私立学校在籍者は、視覚障害50名(1校)、聴覚障害130名(2校)、知的障害565名(9校)、肢体不自由38名(1校)で計783名(13校)となっている。

- ※ 特別支援学校は、障害の程度が比較的重い子供を対象として専門性の高い教育を行う学校であり、公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の上限は6人(重複障害の場合は3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱。
 - ※ 在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。
 - ※ 学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。
- (出典)文部科学省「学校基本調査」 3

特別支援学級の現状

○ 特別支援学級在籍者数全体は増加傾向。自閉症・情緒障害、知的障害の増加人数が多い。



	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	25,432	2,846	1,792	440	996	589	22,491	54,586
在籍者数	100,215	4,372	3,030	510	1,518	1,691	90,157	201,493

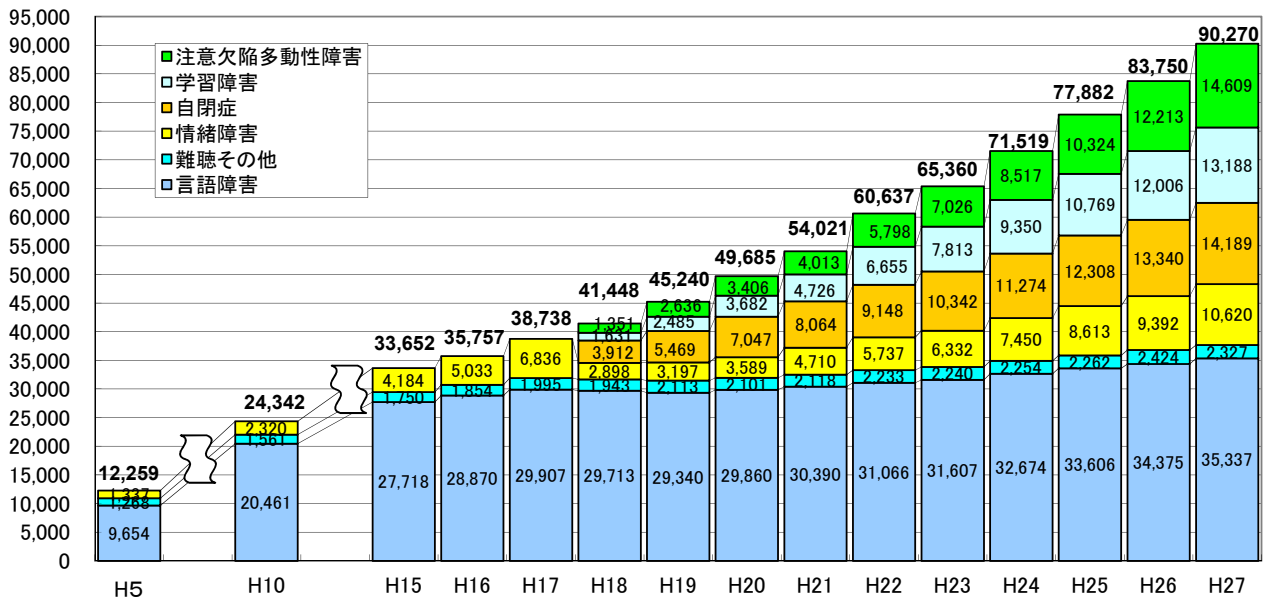
■上記の特別支援学級在籍者のうち、私立学校在籍者は、自閉症・情緒障害283名(24学級)となっている。

- ※ 特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限(公立))であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。
- (出典)文部科学省「学校基本調査」 4

通級による指導の現状

- 通級による指導を受けている児童生徒数全体は増加傾向。注意欠陥多動性障害、学習障害、自閉症、情緒障害、言語障害の増加人数が多い。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※ 通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD、弱視、難聴、肢体不自由及び身体虚弱。

※ 各年度5月1日現在。 ※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計。

※ 「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定。(出典)文部科学省「通級による指導実施状況調査」5
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応。)

主な発達障害の定義

- 発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

自閉症の定義 <Autistic Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成)

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

学習障害(LD)の定義 <Learning Disabilities>

(平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥多動性障害(ADHD)の定義

<Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※ アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

乳幼児健康診査（1歳6か月児健診・3歳児健診）

- 市町村は、母子保健法に基づき、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならないこととされている。
- 乳幼児健康診査を行うに当たり、市町村において児の発達障害の早期発見に十分留意するよう、平成17年の母子保健課長通知により依頼している。さらに、平成27年9月には、問診票の項目等を定めた通知を改正し、発達障害の早期発見に関する項目等を追加した。
※精神発達の状況、言語障害の有無といった健診項目を中心に健診全体を通じて発達障害の早期発見につなげている。

※平成17年度に一般財源化（地方交付税措置）

○ 根拠（母子保健法）

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

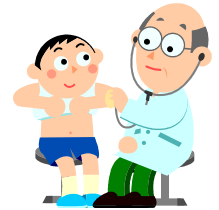
○ 受診人数(受診率) 1,004,202人(95.5%)

受診人数・受診率：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成26年度)による。

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無



○ 受診人数(受診率) 1,009,176人(94.1%)

7

就学時の健康診断・児童生徒等の健康診断

- 就学時の健康診断は、市町村教育委員会が学齢簿を作成し入学通知を行う就学事務の一環として、就学予定者の心身の状況を把握し、保健上必要な勧告、助言を行うとともに、適正な就学を図るために実施されるものである。
- 児童生徒等の健康診断は、児童生徒等の健康の保持増進を図ることを目的として行われており、学校生活を送る上で支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングするという役割と、学校の健康課題を明らかにすることにより教育活動に役立terるといふ、大きく二つの役割がある。

○ 根拠（学校保健安全法）

（就学時の健康診断）

第11条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第17条第1項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第12条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第17条第1項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

（児童生徒等の健康診断）

第13条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒の健康診断を行うものとする。

第14条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

就学時の健康診断

○ 健診内容

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 三 視力及び聴力
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 七 その他の疾病及び異常の有無

○ 就学時の健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意するとともに、発達障害の疑いのある者に対し、継続的に相談を行い、必要に応じ、早期に医学的又は心理的判断がなされるよう、また、就学後に適切な教育的支援を受けられるよう、平成17年の通知により依頼している。

※学校保健安全法施行規則において、言語障害、精神神経症その他の精神障害等の発見に努めることとされている。

児童生徒等の健康診断

○ 健診内容

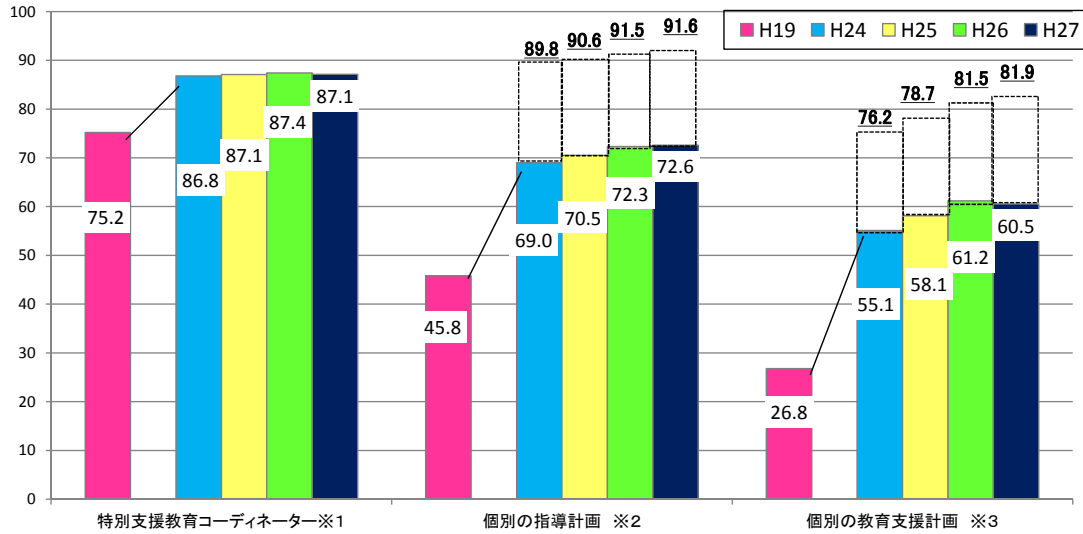
- 一 身長、体重
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- 四 視力及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 その他の疾病及び異常の有無

8

学校における支援体制の整備状況・課題①

○ 全体として体制整備が進んでいる状況が伺える。一方、学習指導要領等に基づき、障害のある幼児児童生徒に対して作成する個別の教育支援計画の作成率については課題がある。

国公立計・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、幼保連携型認定こども園計
項目別実施率－全国集計グラフ(平成19～27年度)



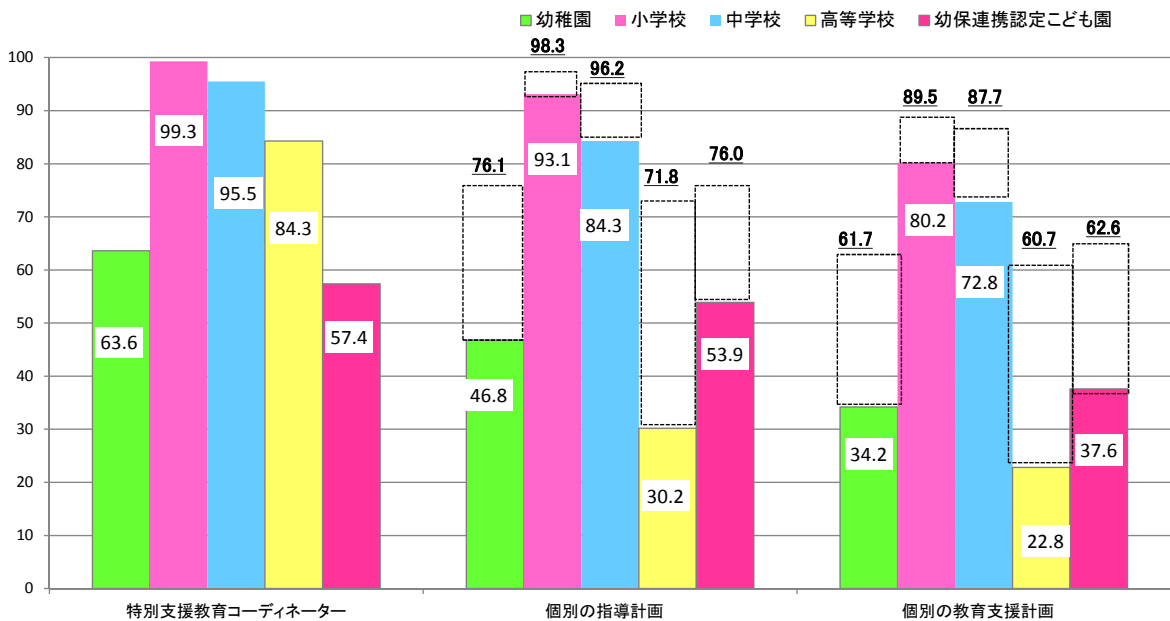
- ※1 学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。
- ※2 個別の指導計画：障害のある児童一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画。幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領において規定されている。
- ※3 個別の教育支援計画：家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画。個別の指導計画同様、幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領において規定されている。
- ※4 点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す

9

学校における支援体制の整備状況・課題②

○ 学校種別の状況を見ると、小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は課題である。

国公立計・学校種別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成27年度)



※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

教職課程における特別支援教育に関する科目

○ 現行の教職課程においては、特別支援教育は独立した科目と位置付けられていない。

《現行の小学校の例》

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一 種	二 種
教科に関する科目※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること			8	8	4
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	22	22	14
		教育課程の意義及び編成の方法			
		各教科の指導法(一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)			
		特別活動の指導法			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	4	4	
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
教育実習		5	5	5	
教職実践演習		2	2	2	
教科又は教職に関する科目			34	10	2
出典: 文部科学省 中央教育審議会 答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成28年12月21日)より			83	59	37

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

○ 特別支援学校における免許状保有率は上昇傾向にはあるものの、未だに72.7% (新規採用者では65.7%)。

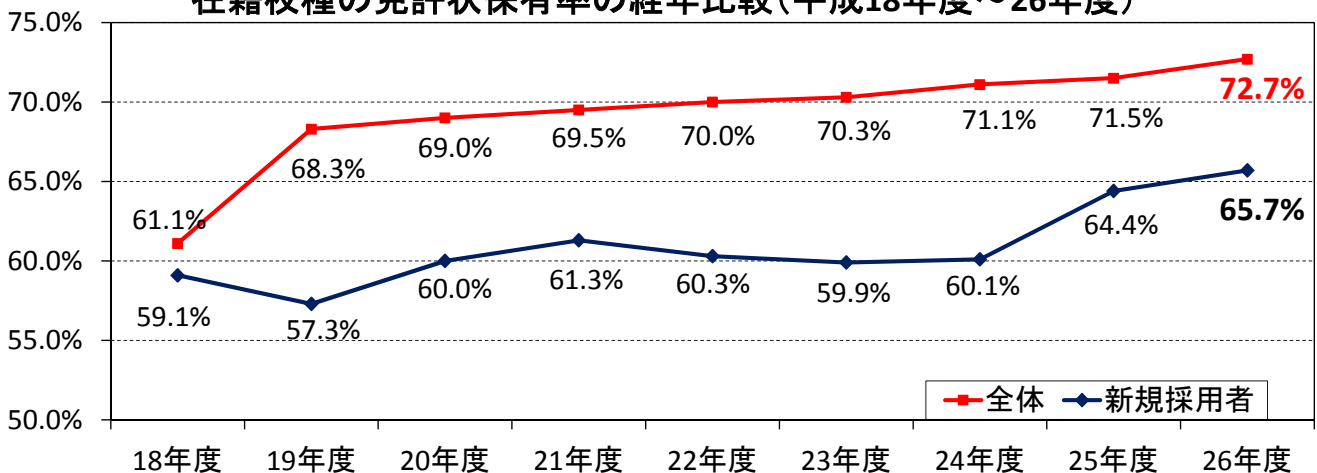
(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○ 免許状保有率: 72.7% (H26年度) ⇒ 本来保有すべきもの

※教育職員免許法附則第16項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率及び新規採用者の保有率ともやや上昇(H26年度)
- ・免許状保有者の採用・配置、非保有者への認定講習の受講促進など、計画的な取組が必要

在籍校種の免許状保有率の経年比較(平成18年度～26年度)

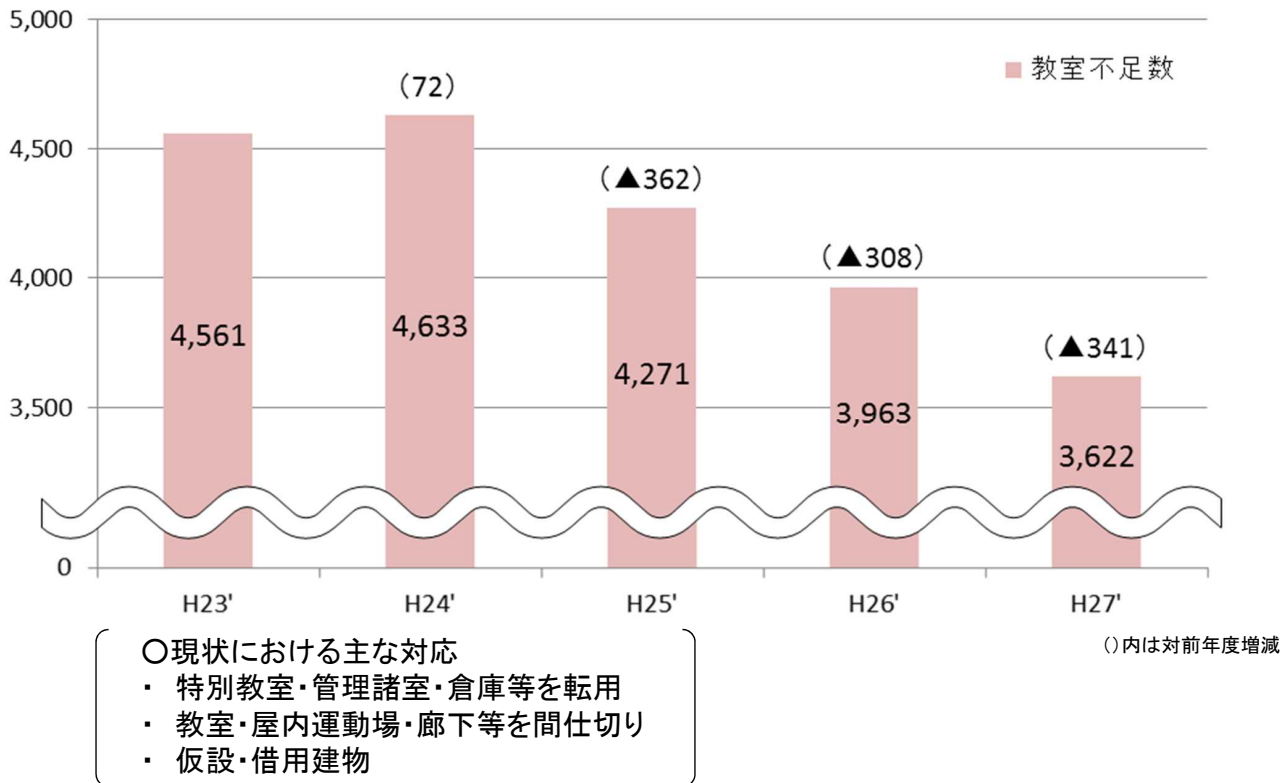


※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合: 30.5% (前年度同ポイント)

公立特別支援学校における教室不足

○ 教室不足は減少傾向にあるが、未だに3,622教室が不足しており、特別教室等の転用、教室等の間仕切り、仮設建物等によって対応している現状がある。

公立特別支援学校における教室不足調査結果の推移



13

特別支援教育におけるICT機器の活用

○ 障害の状態や特性等に応じたICTの活用は、各教科や自立活動等の指導において、その効果を高めることができる点で極めて有用。

◆特別支援学校における取組事例

- ・ 重度の障害のある児童生徒の感覚機能、運動機能の向上
- ・ 自立支援や基礎的な学力向上に向けた自作教材の開発・活用
- ・ 本校と病院内の分教室をTV会議システムで接続することによる協働学習の実現
- ・ 入院前の前籍校との交流による不安の解消など復帰への支援 など

例

<重度の障害のある児童生徒の感覚機能、運動機能の向上>

(富山県立ふるさと支援学校)



タブレットPCに軽く触れるだけでギターを演奏できる自作ソフトを活用した活動を行う。



顔をタブレットPCの画面に映し出し、顔の画像の輪郭をなぞるなどの活動を行う。(軌線が画面に描かれる)

<タブレットを活用した支援>

タブレット (iPad) のアプリケーションを活用して、学習支援・生活支援・個別支援 (コミュニケーション) ・余暇支援を行う。



グリッドマーク株式会社HPより
http://www.gridmark.co.jp/images/web/03_g-Speak_web.pdf

音声ペン (G-Speak) を用い、発話の苦手な生徒の発言支援を行ったり、ひらがなの読み方の学習や発音練習にも活用している。

(筑波大学附属大塚特別支援学校)

<大学入試におけるキーボード活用の効果>

書字障害のある生徒の手書きの文章

曲手い
 辰上) けいごをうけいけるがは さいがが 高い 低い さいのまももあが
 むけいび ねるこ ミュニテの えいまが 高い
 一いのがはていさいのあまがはがらひ

「人間は社会的な動物なのに」 中世の留学たちが訪れた多くの人間の定規の中私か最も射ていると思っている言葉だ。個体の身体能力で言えば人間はその体に対してかなり下位に入っているのではないが、道具を使わず大型犬と対峙することのできる人間がこの世に何人いよう。しかし、実際には人間は多くの動物との競争に勝ち、万物の霊長などと自惚れるほどにその影響力を確固たるものとしている。これは、人間という生物を個体で語る事がそもそも間違っているという事だ。人間という生物は「社会」その物なのだと思ふ。「地域」という概念を人間の個体として扱うことで、他の生物に類を見ないほどの巨大な生物が誕生するのだ。その個体の巨大さ故に人間はここまで勢力を拡大するに至った。「社会性」こそが人間を人間足らしめているのだと私は感じている。

人間の影響力を極限まで高めた「社会性」は現在、非常に弱い立場におかれていると感じる。すべては「社会性」自身があまりで一気に動物で一番の影響力を持つにいた

同生徒がキーボード入力した文章

なな生活が管めようになってきたあたりで「社会性」は自明を失ったと勘違いしたのであらう。同時に余り「社会性」が多くの難重を垂り越えア事か人間はそれ以外の力が

14



法人の目的

特別支援教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的に行い、特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ること。

業務内容

1. 研究活動：国の特別支援教育政策立案及び施策の推進に寄与する研究や、教育現場の喫緊の課題に対応した実証的な研究を行い、研究成果を教育現場等に還元する。
2. 研修事業：都道府県等において特別支援教育の指導的な役割を果たす教職員を対象に、体系的・専門的な研修事業を実施し、各都道府県等における教職員の専門性・指導力を高める活動を支援する。
3. 教育相談支援：都道府県等の教育相談機能を高めるための支援を行う。
4. 情報普及：特別支援教育に関する国内外の情報を収集し、情報提供するとともに理解啓発活動を行うこと等により特別支援教育の振興に寄与する。

【沿革】

昭和46年：国立特殊教育総合研究所設置
平成13年：(独)国立特殊教育総合研究所 発足
平成19年：(独)国立特別支援教育総合研究所に名称変更

平成28年度予算額（平成27年度予算額）

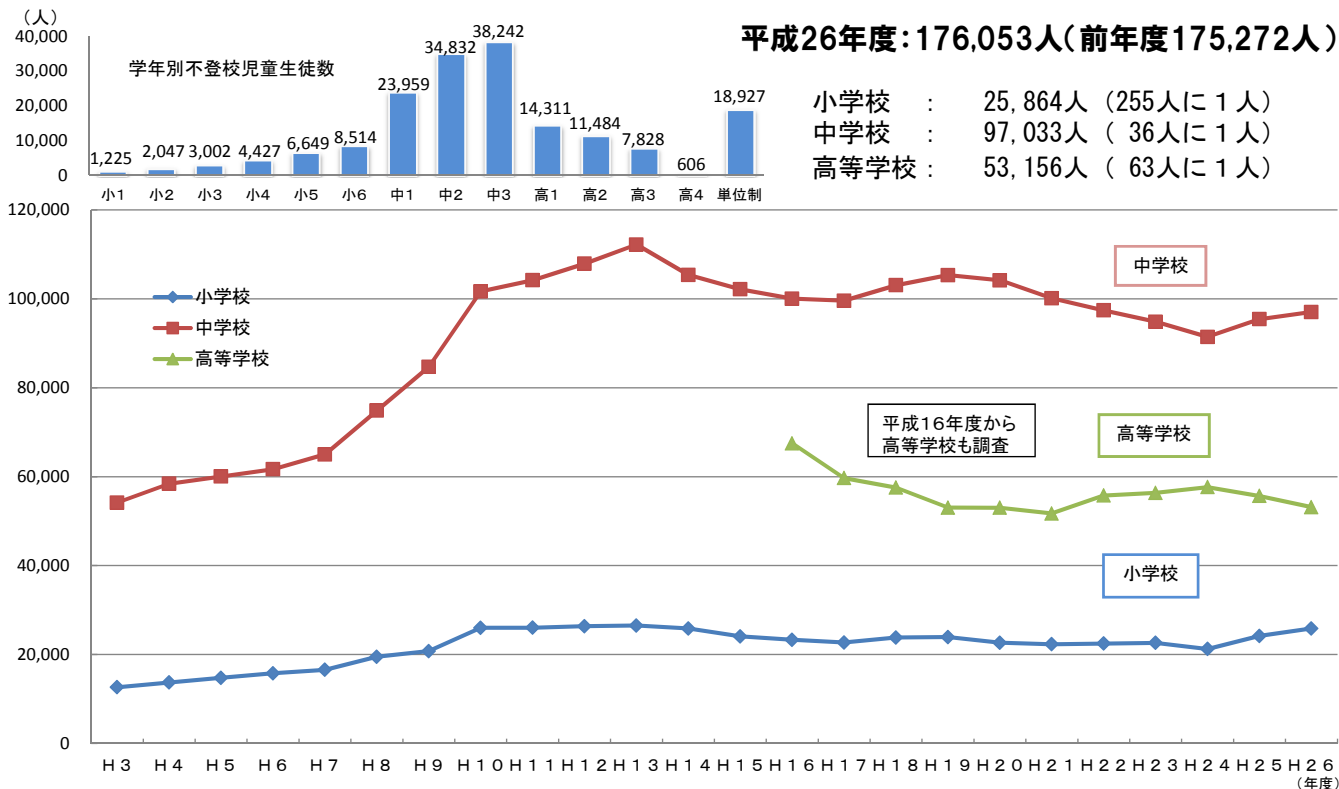
運営費交付金 11.4億円（10.9億円）
施設整備費補助金 0.4億円（0.5億円）

人員構成 (平成28年1月現在)	人数
理事長	1
理事	1
監事	2
常勤職員	69
非常勤職員	26
役職員合計	99

(2) 不登校等の子供たちへの教育

不登校児童生徒数の推移

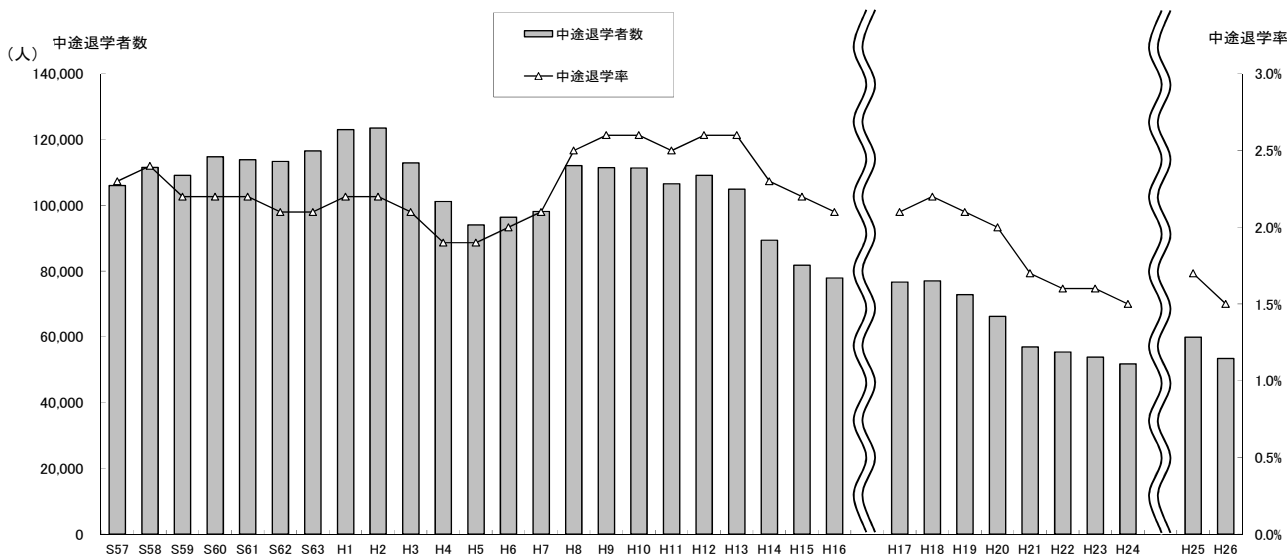
○ 平成26年度の国公私立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は17万人以上であり、中学校では生徒の36人に1人の割合である。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成26年度)

高等学校中途退学者数及び中途退学率の推移

○ 平成26年度の高等学校中途退学者数は53,391人(前年度59,923人)、中途退学者の割合は1.5%(前年度1.7%)である。



<事由別中途退学者数>

(上段: 人数、下段: 中途退学者に対する割合)

	学業不振	学校生活 学業不適応	進路変更	病気・けが・ 死亡	経済的 理由	家庭の 事情	問題行動等	その他
H24	3,949人 7.6%	20,712人 40.0%	17,253人 33.3%	1,909人 3.7%	853人 1.6%	2,320人 4.5%	2,965人 5.7%	1,820人 3.5%
H25	4,845人 8.1%	21,757人 36.3%	19,685人 32.9%	2,247人 3.7%	1,336人 2.2%	2,544人 4.2%	2,871人 4.8%	4,638人 7.7%
H26	4,092人 7.7%	18,616人 34.9%	18,571人 34.8%	2,141人 4.0%	1,208人 2.3%	2,302人 4.3%	2,402人 4.5%	4,059人 7.6%

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成26年度)

スクールカウンセラー等・スクールソーシャルワーカー活用事業

○ 心理の専門家であるスクールカウンセラー及び福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を通じ、教育相談体制の整備を支援している。

スクールカウンセラー等活用事業

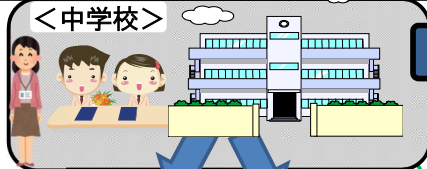
平成28年度予算額 45億2,700万円
(平成27年度予算額40億2,400万円)補助率: 1/3

公立中学校週5日体制の実施 200校(200校)
【35週*4h*5日】
全公立中学校に対する配置(週1日) 9,800校(9,800校)
【35週*4h*1日】
貧困対策のための重点加配(週1日追加) 1,000校(600校)
【35週*4h*1日】

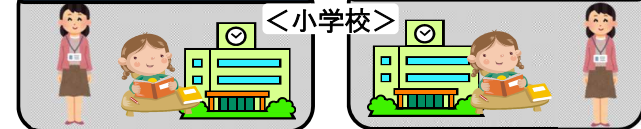
※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

小中連携型配置の拡充 (週2日追加)2,500校(300校)
【35週*4h*2日】



小中連携型配置の拡充 2,500校(300校) <中学校>
小中連携型配置の拡充 2,500校(300校) <小学校>



小学校に対する配置(週1日) 10,500校(13,400校)
【35週*3h*1日】

【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置
H28:25,500校 (ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成28年度予算額 9億7,200万円
(平成27年度予算額6億4,700万円)補助率: 1/3

高等学校のための配置 47人【48週*3h*3日】

<教育委員会等>



<高校>

質向上のためのSV配置 47人【48週*3h*5日】
研修会・連絡協議会の支援等 (新規)

教育支援センター(適応指導教室)の機能強化(週1日) 250箇所(新規)
【35週*4h*1日】

小中学校のための配置 3,000人(2,200人)
【48週*3h*1日】

貧困対策のための重点加配(週1日追加) 1,000人(600人)
【48週*3h*1日】



<家庭>

<福祉関連機関>



【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置
H28:3,000人 (ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト) 19

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成

○ 不登校の子供たちを対象とした特別の教育課程を編成・実施することを平成16年より可能としており、平成28年2月現在で、10校が指定を受けている。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

※特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」を閣議決定(平成16年12月10日)に基づき、平成17年7月6日付けで全国化したもの。

具体的な仕組の概要

【要件】

- ①学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。
※学校教育法施行規則 第56条(小学校)、第79条(中学校)、第86条(高等学校)、第108条(中等教育学校)
- ②特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

(参考) 平成28年2月現在、指定を受けている学校は全国で10校(公:4校、私:6校)

教育支援センター（適応指導教室）

○ 約6割の自治体で設置しており、平成26年度は、中学生（約1.5万人）を中心に約1.8万人が利用した。

【教育支援センター（適応指導教室）について】

教育支援センター（適応指導教室）とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。

【設置の有無】 ◇約6割の自治体で設置している。

ア 設置している	1,086	イ 設置していない	730
----------	-------	-----------	-----

【在籍者数】 国公立合計の人数

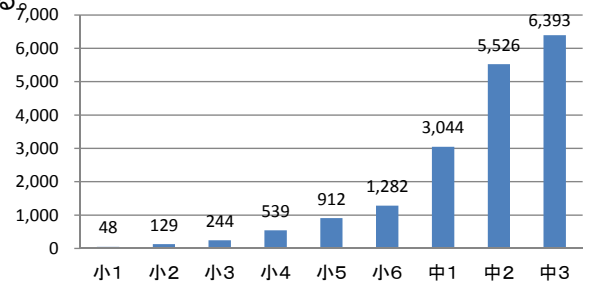
◇在籍者数は、義務教育段階では、学年が上がるほど増加している。

【学校復帰者数】

◇校種別の復帰率は、小学校約44%、中学校約36%、高校約68%。

◇中学、高校では、学年が上がるにつれて復帰率が高い。

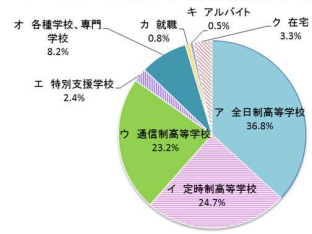
年	学年別人数（人）						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	21	67	100	234	364	588	1,374
中学生	820	1,838	2,712				5,370
高校生	26	23	20	1	12		82



【H26年度中学校3年生に在籍していた者のその後（H27年度）の進路】

中学校3年生に在籍していた者の数（人）		6,393
区分	人数（人）	割合
ア 全日制高等学校	2,353	36.8%
イ 定時制高等学校	1,578	24.7%
ウ 通信制高等学校	1,485	23.2%
エ 特別支援学校	153	2.4%
オ 各種学校、専修学校	525	8.2%
カ 就職	53	0.8%
キ アルバイト	35	0.5%
ク 在宅	208	3.3%
計	6,390	

在籍中学3年生進路先（%）



※域外への転出が3名いるため、区分の計と3年生の在籍者数とは一致しない。

（出典）文部科学省「教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査」（平成27年8月）

21

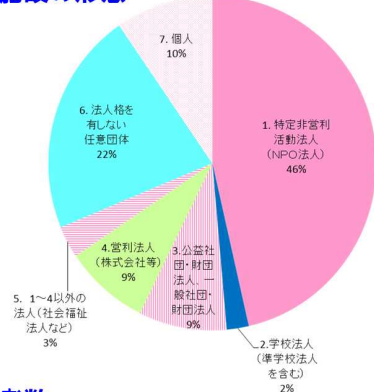
小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設（フリースクール等）

○ フリースクール等は不登校児童生徒等を対象とした活動を行っている民間の施設であり、個別学習や相談・カウンセリングのほか、様々な活動を行っている。一定の会費等が必要であり、経済困窮家庭の負担軽減などが課題。

調査対象：小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設（主に外国人の子供を対象とする者を除く）

※アンケート送付件数 474件 うち回答数319件（回収率67%）

○団体施設の形態



○在籍者数（義務教育段階の子供）

	男子	女子	計
小学生	1,095	738	1,833
中学生	1,340	1,023	2,363
計	2,435	1,761	4,196

1団体・施設当たり平均13.2人

○スタッフ数

1団体・施設当たり平均2.8人（有給・週5日以上勤務）

○会費（授業料）

1団体・施設当たり平均3万3千円/月

○活動内容等

9割が個別の学習や相談・カウンセリングを行っているほか、体験活動や家庭への訪問など様々な活動を行っている。

区分(*1)	団体・施設数	実施率（%）(*2)
ア 個別の学習	277	87.1%
イ 授業形式（講義形式）による学習	138	43.4%
ウ 社会体験（見学、職場体験など）	236	74.2%
エ 自然体験（自然観察、農業体験など）	232	73.0%
オ 調理体験（昼食づくりなど）	239	75.2%
カ 芸術活動（音楽、美術、工芸など）	244	76.7%
キ スポーツ体験	242	76.1%
ク 宿泊体験	164	51.6%
ケ 子供たちによるミーティング	165	51.9%
コ 学習成果、演奏や作品などの発表会	127	39.9%
サ 相談・カウンセリング	289	90.9%
シ 家庭への訪問	162	50.9%
ス その他特色ある活動	128	40.3%

*1 複数回答あり *2 回答のあった団体・施設数に占める割合

（出典）文部科学省「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」（平成27年8月）

22

中学校夜間学級

- 中学校夜間学級は、8都府県25市区31校に設置されており、義務教育未修了の学齢超過者や、外国人等で日本語の学習を希望する者を対象に教育を行っている。

法的な位置づけ

- 中学校夜間学級(いわゆる夜間中学)とは、**市町村が設置する中学校において、二部授業が行われる学級をいう。**

【学校教育法施行令】

第25条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

五 二部授業を行おうとするとき。

歴史的背景

- 戦後の混乱期の中で、**生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多かった**ことから、それらの生徒に**義務教育の機会を提供することを目的として**、昭和20年代初頭に中学校に付設された。

設置状況

- 昭和30年代初頭には、設置中学校数は80校以上を数えたが、**就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って自然減少**してきた(平成26年5月現在、8都府県25市区31校)。
- 現在は、日本国籍を有しない者が増加しており(全体の約8割)、**義務教育未修了の学齢超過者や、外国人等で日本語の学習を希望する者**を対象に幅広い教育を行っている。

(参考1)年齢別生徒数(平成26年5月1日現在)

※日本国籍を有しない者1,498人

年齢	学齢者	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~	計
計	0	277	271	243	264	267	527	1849

(参考2)未就学者数の状況

調査実施年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年
計	1,488,300	599,755	308,639	217,605	158,891	128,187

※未就学者の定義:「在学したことのない人又は小学校を中途退学した人」とされている。 23
(H22年国勢調査)

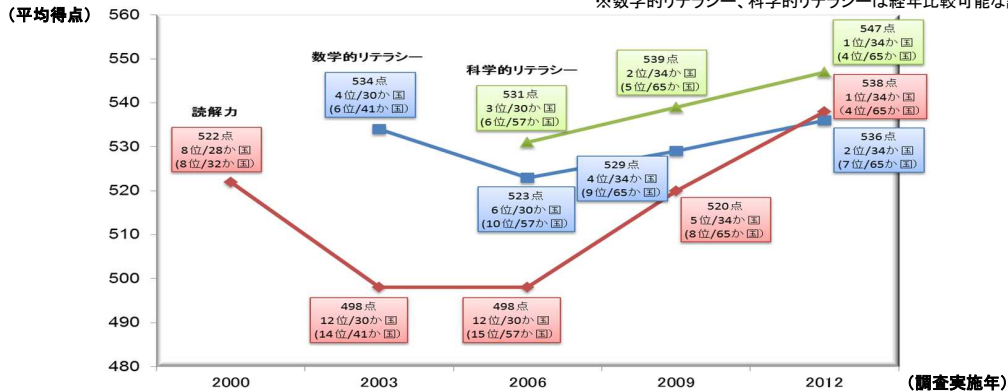
(3) 学力差に応じたきめ細かい教育

日本における学力差の現状①

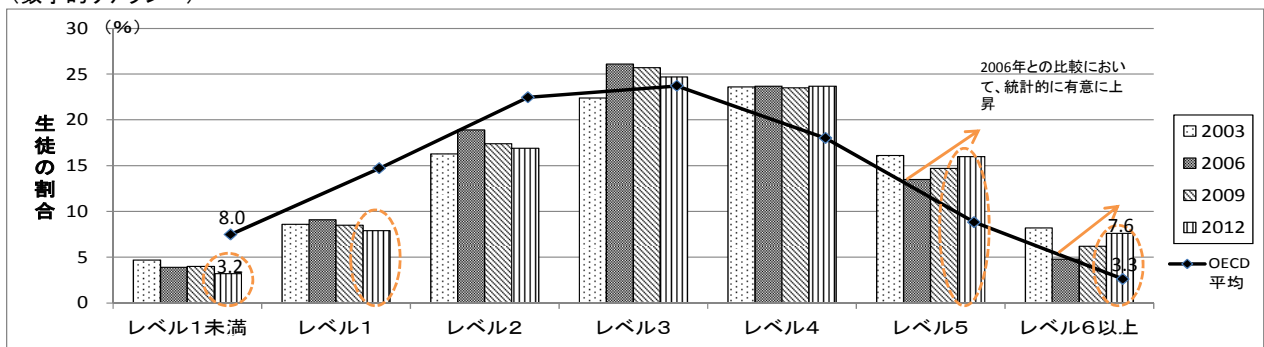
○ PISA (OECD生徒の学習到達度調査) の結果においては、低位層が減少し、上位層が増加しており、学力の底上げが図られている。

■PISA2012(OECD生徒の学習到達度調査)

※順位はOECD加盟国中(カッコ内は全参加国・地域中の順位)
※数学的リテラシー、科学的リテラシーは経年比較可能な調査回以降の結果を掲載



(数学的リテラシー)



25

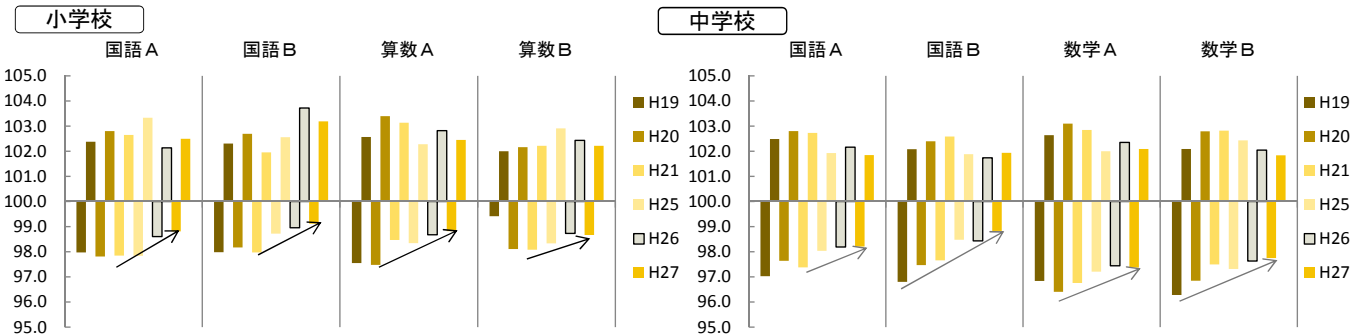
日本における学力差の現状②

○ 全国学力・学習状況調査の結果においては、下位県の成績が全国平均に近づく状況が見られ、学力の底上げが図られている。
○ 一方で、一人一人の学力の状況を見ると、正答数の分布にはばらつきが見られ、特に知識を活用する力の育成などのために一人一人へのきめ細やかな対応が重要。

■平成27年度全国学力・学習状況調査

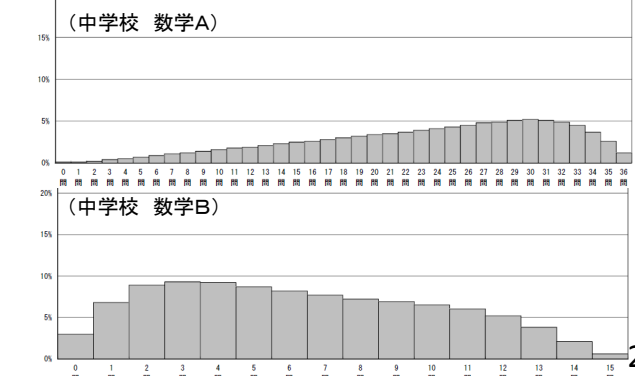
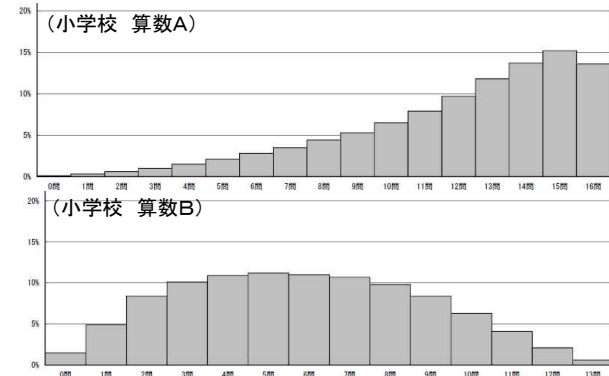
平成19・20・21・25・26・27年度で、平均正答数(公立)が高い3都道府県と低い3都道府県の標準化得点の平均を算出
※標準化得点が同値の場合は、それらの都道府県全ての標準化得点の平均を算出

○平均正答数(公立)が高い3都道府県と低い3都道府県の標準化得点の平均の変化



○正答数分布グラフ(横軸:正答数、縦軸:割合)

A問題: 主として「知識」を問う問題。身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など
B問題: 主として「活用」を問う問題。知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て、実践し、評価・改善する力など

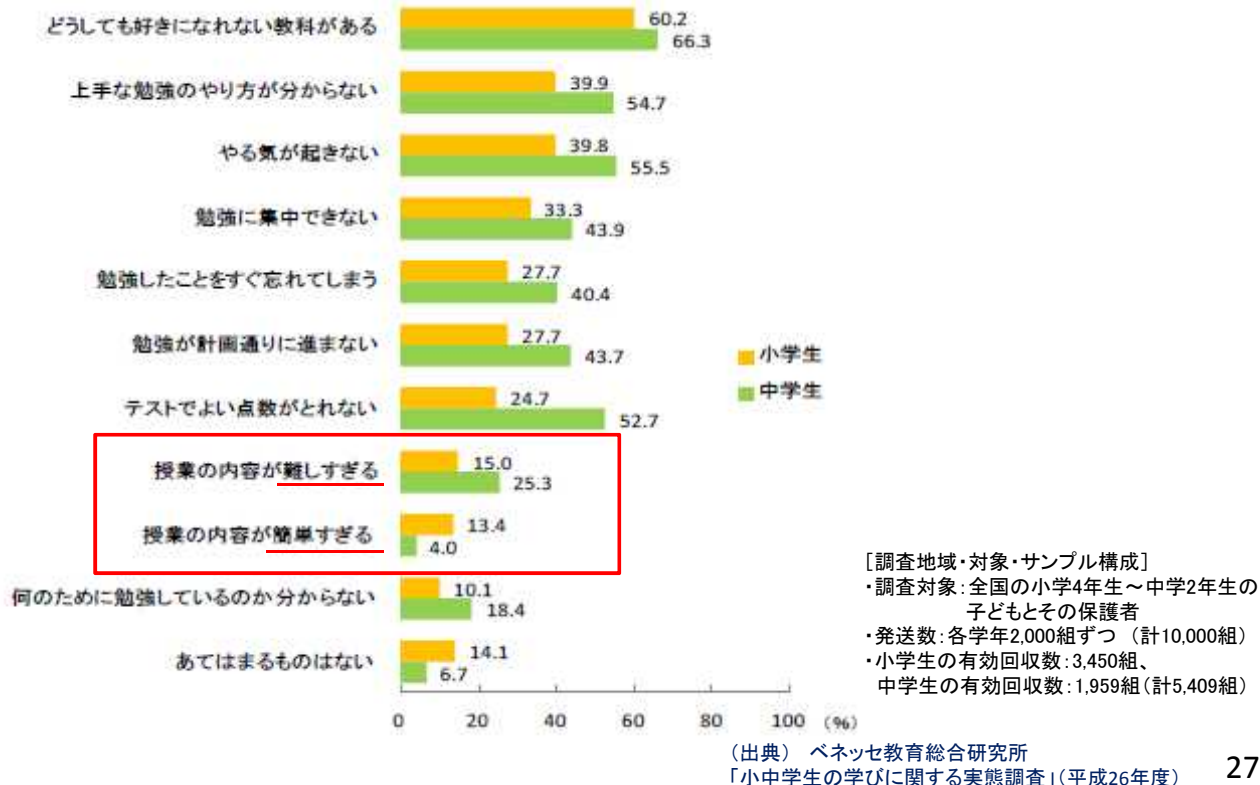


26

日本における学力差の現状③

○ 小中学生の学びについて行われた実態調査によると、授業についていけない生徒がいる一方で、「簡単すぎる」と感じている児童生徒も一定数いることがわかる。

〔 小中学生の学びに関する実態調査 報告書 [2014] 【ベネッセ教育総合研究所】 〕



27

習熟度別少人数指導の現状①

学習指導要領において、
 小・中・高等学校で習熟度別指導が可能であることを明記
 (平成15年の一部改正により明記)

小学校学習指導要領 第1章 総則 (抜粋)

各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。

※中学校・高等学校の指導要領にも同様の記載あり。

※教科書においては、平成17年度使用の小学校教科書から発展的な学習内容が記載されており、分量については、例えば、今年度使用されている小学校理科では、平均するとページ数割合で1冊当たり約4%を占めている。

28

習熟度別少人数指導の現状②

- 少人数指導のための加配教職員定数等を通じ、多くの公立小・中学校で習熟度別指導を実施。

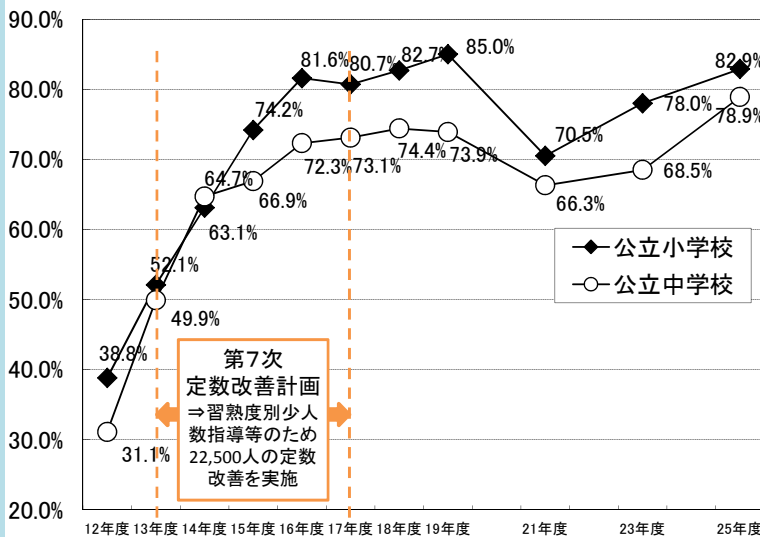
いずれかの教科で
習熟度別指導を行っている学校の割合

公立小学校

(H12実績) (H25計画)
38.8%→82.9%

公立中学校

(H12実績) (H25計画)
31.0%→78.9%



定数改善

平成13～17年に、
習熟度別少人数指導など、
きめ細かな指導を行う学校の取組を支援するための加配定数の改善を実施
(第7次定数改善計画)

※ 習熟度別指導では、補充的な学習や発展的な学習を取り入れた指導も実施している。

○ 補充的な学習を取り入れた指導を実施する学校の割合
公立小学校: 65.8% 公立中学校: 60.4% (H25計画)

○ 発展的な学習を取り入れた指導を実施する学校の割合
公立小学校: 35.1% 公立中学校: 30.9% (H25計画)

※ 数値は、公立小・中学校のうち、児童生徒の理解や習熟の程度に応じた指導を実施している学校の割合である。

※ 数値は、年間を通じて実施するものだけでなく、ある単元の学習等の特定の時期で実施した場合、特定の学年で実施した場合も含んでいる。

※ 平成20年度から学校の負担軽減の観点から隔年調査としたため、平成20・22年度は未調査。

文部科学省「教育課程編成・実施状況調査」より 29

特別免許状

- 教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状（昭和63年に創設）。

○ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校における全教科（平成10年に対象教科を拡大）
特別支援学校における自立教科（理療、理容、自立活動など）

○ 授与手続・要件等

【授与手続】

1. 任用しようとする者（都道府県・政令指定都市教育委員会、学校法人等）の推薦
2. 都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体）の合格（合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

【授与要件】

1. 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
2. 社会的信望・熱意と識見（平成14年に学士要件を撤廃）

【効力】

授与の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで、授与された都道府県においてのみ有効

○ 授与件数・事例

【授与件数】 延べ700件

【件数の推移】

年度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数
平成元年度	14	平成8年度	1	平成15年度	47	平成22年度	45
平成2年度	2	平成9年度	5	平成16年度	49	平成23年度	39
平成3年度	2	平成10年度	1	平成17年度	35	平成24年度	52
平成4年度	3	平成11年度	0	平成18年度	37	平成25年度	59
平成5年度	2	平成12年度	1	平成19年度	69	平成26年度	92
平成6年度	12	平成13年度	4	平成20年度	56	-	-
平成7年度	0	平成14年度	6	平成21年度	67	-	-

【内訳（平成26年度）】

教科	件数	授与者の主な職歴
外国語	35件	ALT、大学教員、他の学校種の教諭（英語）
看護	28件	看護師
自立活動	9件	看護師、病院棟での機能訓練等業務、言語指導等業務
工業	7件	技術職、専門学校講師、建設業
理科	5件	大学教員、民間企業研究員、
数学	2件	インターナショナルスクール講師、外国の学校の教諭
音楽	1件	インターナショナルスクール講師
地理歴史	1件	インターナショナルスクール講師
公民	1件	インターナショナルスクール講師
算数	1件	市嘱託職員（ポルトガル語）
水産	1件	実習助手

※平成26年に特別免許状の授与を一層促進するため、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を策定、教育委員会へ通知

特別非常勤講師制度

○ 地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担当させることができる（昭和63年に創設）。

○ 担当する教科等

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における全教科、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

○ 登用手続

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出（平成10年に許可制から届出制に変更）

○ 届出件数・事例

【届出件数】

平成26年度：20,061件

【主な事例】

（小学校）

生活：米作り[農家]，音楽：和太鼓[和太鼓奏者]，家庭：食に関する指導[学校栄養職員]，クラブ活動：手話[手話通訳者]，道徳：獣医師，総合的な学習の時間：英会話[英会話教室講師]，パソコン活用[専門学校講師]

（中学校）

国語：朗読[劇団員]，理科：自然観察[自然観察指導員]，技術：木工[大工]，家庭：食物[栄養士]，道徳：奉仕の精神[福祉施設勤務]，クラブ活動：囲碁・将棋[地域の人材]，総合的な学習の時間：国際理解[旅行会社添乗員]

（高等学校）

国語：朗読研究(アナウンサー)，保健体育：剣道(剣道有段者)，家庭：調理実習[料理教室講師]，工業：製図[一級建築士]，商業：会計[公認会計士]，総合的な学習の時間：職業観の育成[銀行員]

（特別支援学校）

保健体育：基本的な運動[作業療法士]，音楽：琴[琴講師]，総合的な学習の時間：登山・散策指導[登山ガイド]

31

学校のICT環境整備

○ 第2期教育振興基本計画で目標とされた水準の達成に向けて、地方財政措置がなされているものの、地域間で整備状況には差がある。

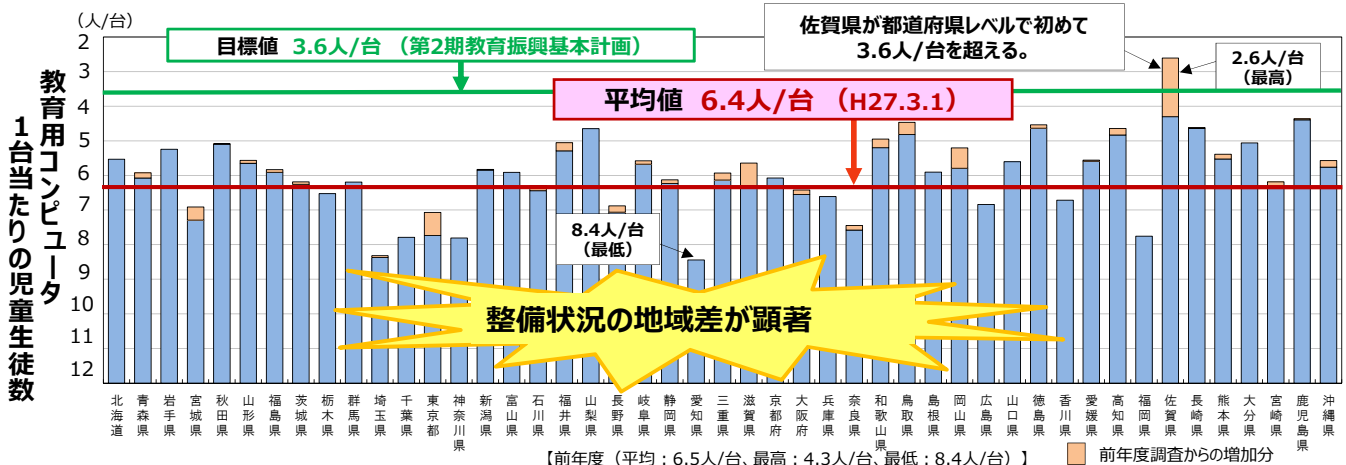
第2期教育振興基本計画で目標とされている水準

● 教育用PC1台当たりの児童生徒数3.6人

- ① コンピュータ教室40台
- ② 各普通教室1台、特別教室6台
- ③ 設置場所を限定しない可動式コンピュータ40台

- 電子黒板・実物投影機を（1学級あたり1台）
- 超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%
- 校務用コンピュータ 教員1人1台
- 教育用ソフトやICT支援員等を配置

平成26年度～平成29年度まで **単年度1,678億円を地方財政措置**



教育委員会へ
地方財政措置の活用を
促進(通知発出等)



ICT活用教育アドバイザーの派遣

自治体ニーズに応じて、ICTを活用した教育の推進計画やICT機器整備計画（機器購入の調達手法含む）の策定についてアドバイスをするため、専門家を派遣。



32

ICTを活用した個に応じた学習支援①

- 学校において、個別学習支援システムを活用し個に応じた学習支援を実施
(東京都日野市立平山小学校の事例)

通常の授業において一人一台タブレットを使用した協働学習を実施するだけでなく、個別学習においても、**個別学習支援システムを活用し、授業内や家庭学習等でICTを活用**。授業内において、教員の説明後に演習として活用するだけでなく、**家庭に持ち帰って自宅での復習にも活用している**。(平山小学校は、平成22年度総務省「地域雇用創造ICT絆プロジェクト」の採択校。平成27年より「産学官共同プロジェクト次世代型学びプロジェクト『ひの@平山小』」に取り組む。)

- ◆ 児童は、ノートで答えを導いてから、答えをタブレットに入力。
- ◆ 自動採点するだけでなく、一人一人のつまずきにあった出題がされ、個に応じた学習が可能。
- ◆ 児童の学習記録が蓄積され、授業中に学習の様子が教員にフィードバックされたり、授業後に学習履歴を分析しその後の指導に活かすことが可能。

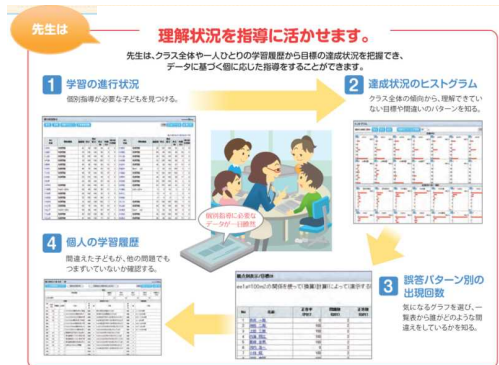
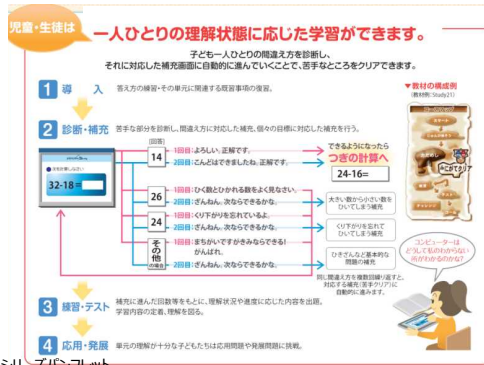


インタラクティブスタディによる個別学習

個別学習支援システムによる 応答記録とその分析



客観データから
実態を把握



ICTを活用した個に応じた学習支援②

- 学校の授業での使用以外に、地域における学習の場においても、ICTを活用した個別学習ソフトの使用事例が出ている。

指導者が不足する地域などでは、学校外における子供たちの学習を支援するため、動画やドリル教材などICT教材を活用して、子供たち一人一人の学力や意欲に応じた学習支援を、ボランティア等を配置することにより効果的に実施している。

① 島根県益田市×eboard

- 益田市とNPO法人eboardが連携し、**中山間地域の中学生を対象とした学習支援を実施**(平成27年～)。
- 公民館や小中学校のパソコン教室を活用して、**ドリルとアニメーション映像を組み合わせたインターネット教材を提供**。



写真提供 益田市豊川公民館

② 仙台市×すららネット

- 仙台市とNPO法人アスクが連携し**低所得世帯の子供向けに学習指導センターで無料の学習支援を実施**(平成25年～)。
- **16箇所**で約**250名**が支援を受けており、自治体とNPOが提供する学習支援としては日本最大級。
- **株式会社すららネットのICT教材を学習教材として利用**。
- **大学生等の学習支援ボランティアも必要数配置**。

③ 岩手県大槌町×リクルート

- 認定NPO法人カタリバが運営する被災地放課後学校「**コラボ・スクール大槌臨学舎**」とリクルートの『勉強サプリ』が**コラボレーションし、夏季講習講座を実施**(平成27年)。
- 利用者は**夏期講習期間に、授業動画・オンラインドリルを用いた予復習を実施**。



コラボ・スクールHPより

地域未来塾

- 学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援を、地域住民、民間教育事業者、NPO等の協力により実施（平成27年度より開始）。

地域未来塾について

平成28年度予算額 : 2億6,900万円
 (平成27年度予算額: 2億700万円)
※学校・家庭・地域の連携協力推進事業の内数)

中学生・高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を実施

- ◆ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等への地域と学校の連携・協働による学習支援を実施
- ◆ 教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力により、多様な視点からの支援が可能

* 学習支援が必要な中学生・高校生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
 * 高等学校等進学率の改善や学力向上



学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る

全生徒を対象とした学習支援の事例

【東京都内のある中学校の取組】

<放課後学習支援>

- ・対象は中1～3の希望者
- ・年間約80回（学期中の週2回(2時間程度)）
* 学校の空き教室を利用、無料
- ・指導員による個別指導と自習
* 指導員：教員志望の講師や大学生など



平成31年度末までの目標数

	H27年度	H28年度	H31年度
中学校区	2,000	3,000	5,000
支援内容		新たに高校生を支援	高校生支援 全国展開

ICTの活用等により、学習支援を一層促進し、可能な限り早期に目標達成

全ての都道府県、政令市等において、ICTを積極的に活用した地域未来塾による学習支援を新たに展開
 ⇒ ICT機器等を中心とした開設備品等の整備 3.5億円（全国112箇所）
【整備例】タブレット、LAN設備、プロジェクター など

平成27年度補正予算額 3.5億円

35

（４）特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育

「本物」の専門家に会う機会の充実①（文化芸術による子供の育成事業）

- 「文化芸術による子供の育成事業」により、義務教育期間中の子供たちに対し、一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供している。

文化芸術による子供の育成事業

28年度予算額 5,123百万円
(27年度予算額 5,112百万円)

文化芸術は、子供たちの育成に大きな力となる。

- 一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することは子供たちの豊かな感性・情懷や、創造力・想像力を養う上で大きな効果。
- 芸術家を教育現場に派遣して行う対話や創作、表現に係る体験活動は、子供たちの思考力・判断力・表現力等の向上や、自己肯定感、社会性、責任感等の育成に大きな効果。

- 義務教育期間中の子供たちに対し、国として、質の高い文化芸術に触れる機会を、2回（「現代実演芸術」「伝統芸能」各1回）以上提供する。
- より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への働きかけなどを行う。将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。

1 巡回公演事業

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演を実施。
- 事前に児童・生徒が自ら参加する体験型の活動（ワークショップ）を実施。
- 合同開催を奨励し、効率的により多くの児童・生徒に実演芸術の鑑賞・体験機会を提供。

- 公演種目 14 種目
- 巡回公演数 1,850 公演程度



2 芸術家の派遣事業

- 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。

- 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。

- 学校公募型 1,400 件程度
- NPO法人等提案型 1,100 件程度



3 コミュニケーション能力向上事業

- 学校において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施。
- 芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、課題解決に取り組む活動を実施。
- 創作や小集団での話し合い等のプロセスを重視。

- 学校公募型 100 件程度
- NPO法人等提案型 100 件程度



豊かな創造力・想像力を養う

思考力やコミュニケーション能力など
社会人としての素養を身につける

将来の芸術家や観客層を育成し、
優れた文化芸術の創造につなげる

37

「本物」の専門家に会う機会の充実②（オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業）

- 「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」により、地域のスポーツ活動等において、児童生徒等がオリンピック・パラリンピアン等と交流する機会を提供する事業を新設した。

オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業

オリパラ教育の必要性

28年度予算額：1,218,476千円の内数

- 2020年まで5年を切るなか、大会に向けた盛り上げに着手する必要。特にパラリンピックへの関心向上が課題。
- オリパラ教育は、大会そのものへの興味関心の向上だけでなく、スポーツの価値への理解を深めるとともに、規範意識の涵養、国際・異文化理解、共生社会への理解にもつながる多面的な教育的価値を持つ。
- 我が国の無形のレガシーとして、オリパラ教育の全国展開が必要。

課題

- 地域によってオリパラ教育に対する関心に格差。オリパラに関する情報や教育資源にも差がある。
- 意欲的な教育機関や企業、NPO、競技団体等もあるが、効果的なマッチングに課題。
- 2020年以降も見据え、継続的・組織的に取り組んでいく体制が脆弱。

具体策

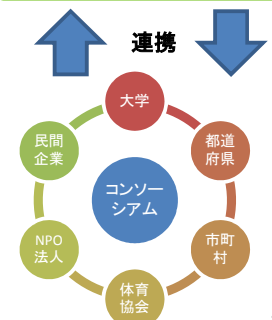
- 全国各地に、地域の教育機関、民間団体等を巻き込んだ**オリパラ・ムーブメント推進コンソーシアムを形成**。
- オリパラ教育に関する専門的な知見・実績を有する大学等を中核拠点として、各地域のコンソーシアムを支援。
→ 各地域で、**オリンピック・パラリンピアンとの交流、市民セミナー、オリンピック・パラリンピック推進校**等の取組を推進。（地域のスポーツ・国際交流・文化活動とも連携。）
- 各地のコンソーシアムによる連携・情報共有の促進
→ 効果的な教育手法開発、指導者養成、先進事例共有等を図り、地域の活動を促進。

アウトカム

- 大会（特にパラリンピック）の観客・ボランティア動員や全国各地における気運醸成、事前キャンプ誘致に貢献。
- 児童生徒への多様な教育効果の発揮、学生のキャリア意識の向上、高齢者の生きがいづくり活動の促進、地域の世代間交流、地域スポーツ活動の活性化



中核拠点



38

教育課程特例校

○ 学校や地域の特色を生かした特別の教育課程の編成を可能としている。

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき、学校を指定し、学校や地域の特色を生かした特別の教育課程を編成することが可能となる。※予算措置なし

平成15年より「構造改革特別区域研究開発学校」制度として始まり、平成20年より全国化。

取組事例

教育課程特例校制度は、学校や地域の特色を生かした特別の教育課程を編成するものであり、個のニーズに応じた教育課程の編成を可能にするものではない。学校や地域の特色を生かした特別の教育課程の編成の例としては、以下のようなものが実施されている。

独自教科等の設置

大阪府池田市立の小学校では、教科の枠を超えた学習を通して、日常生活や理科学習から得た知識の範囲を超えた科学的な興味・関心を引き出すとともに、探究的活動に主体的、創造的に取り組む態度を育てることを目指す独自教科「科学・情報の時間」を設置。

独自教科等の設置

富山県高岡市立の小学校・中学校・特別支援学校では、高岡市の伝統工芸や地域の産業について、見たり触れたり体験したりし、優れた技術をもつ地域の人々と交流を行ったりする独自教科「ものづくり・デザイン科」を設置。

独自教科等の設置

学校法人シュタイナー学園では、独自科目「オイリュトミー」、「コース」、 「手の仕事」等を設置し、独自の人間の発達観を根幹としたシュタイナー教育を実施。

指導言語を英語で行う取組

国語を除く各教科等において、英語を指導言語とする授業を実施。

※「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例（平成27年文部科学省告示第127号）」が公布・施行されたことにより、国際バカロレア認定校においては、教育課程特例校制度を活用しなくても実施可能となった。

（参考）教育課程特例校指定の要件

- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。
- 総授業時数が確保されていること。

など

小学校段階からの専科指導（教科専門指導）

○ 教員加配等による専科指導の実施により、小学校における専門的指導を実施している。

○ 小学校の専科指導(教科専門指導)により、理解の進んでいる児童へは、**より発展的な学習を実施することにより能力を更に伸ばし**、学力低層へは、**教科の本質をわかりやすく児童に伝えることでつまづきをなくす**よう、教科ごとの**専門性の高い指導**を充実する。

⇒小中一貫教育における小学校高学年での教科担任制の実施

・【英語】中学校英語科教員による中学英語への接続を意識した専門的な指導 等

⇒【理科】科学的思考力を伸ばす実験・観察

・専門性や十分な教材準備の時間を生かした、充実した実験・観察を通じ、仮説を立て、学び合う中で結果を予想し、結果を吟味し合う授業を実施。
・実験用機器やICT機器を創意工夫を持って活用し、「なぜ？何？」に応える発展的な学習を実施。 等

教科担任制の実施状況(27年度計画)

学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動
第1学年	3.3%	5.1%	1.3%	12.4%	4.8%	6.0%				
第2学年	5.9%	7.1%	1.8%	20.8%	9.5%	7.0%				
第3学年	10.3%	5.7%	15.5%	20.8%	42.5%	17.2%	7.9%			
第4学年	11.1%	6.9%	17.6%	31.3%	51.1%	21.3%	8.7%			
第5学年	11.6%	14.1%	20.8%	45.3%	57.4%	22.0%	34.7%	11.1%	12.9%	
第6学年	11.6%	15.2%	20.4%	48.9%	60.2%	22.9%	36.5%	12.2%	13.6%	

□は、15%以上

※教員採用試験において、小学校英語の特別選考を実施している団体あり(奈良県・佐賀県)

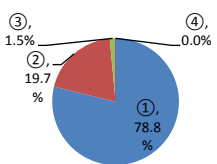
専科指導の評価(富山県)

○専科指導は教員・児童から高い評価

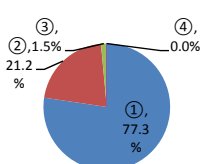
※理科・音楽・体育・図工で専科教員を配置し専科指導を実施(66校・H23調査時)

《教員の評価》 ①大変効果がある、②少し効果がある、③あまり効果がない、④全く効果がない

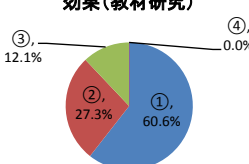
関心・意欲の向上



技能が身についた

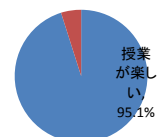
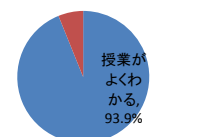


他の教師への波及効果(教材研究)



《児童の評価》

楽しいと感じて授業に臨み、授業内容がよくわかること、やる気を持って授業に取り組むことで、基礎学力の定着・向上につながる



体育専科教員の効果事例(大分県)

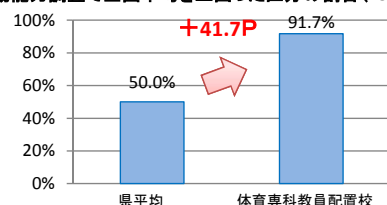
○体育専科教員を配置した学校では、児童の体力・運動能力が高い傾向。

・**体育専科教員を配置した学校**では、体力・運動能力調査(平成25年度)において、**9割以上の区分※で県平均の測定数値が全国平均を上回っている。**

(県全体では5割に止まっている。)

※区分・・・握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ボール投げの8項目×年齢別(6段階)×男女別(2)の全体で96区分

体力・運動能力調査で全国平均を上回った区分の割合(25年度・小学校)



スーパーサイエンスハイスクール

- 先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的な能力や科学的思考力等を培い、将来の国際的な科学技術関係人材を育成するために、先進的な理数系教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」として指定し支援している。（平成14年度から開始）

「第2期教育振興基本計画」(抄) (平成25年6月14日閣議決定)

- ・ スーパーサイエンスハイスクールの取組を充実させる…理数系人材の養成に向けた取組を総合的に推進することにより、理数好きの生徒等を拡大するとともに、優れた素質を持つ生徒等を発掘し、その才能を伸ばし、科学技術人材を戦略的・体系的に育成・確保する。

「教育再生実行会議(第七次提言)」(抄) (平成27年5月14日)

- ・ 特に優れた才能を有する人材の発掘・育成の取組として、「スーパーサイエンスハイスクール…」の取組について、学校現場で成果を最大限発揮できるようにするための運用の弾力化を含め、引き続き充実強化する。」

SSH校の主な特徴

(※指定期間:5年、支援上限額:年間9~16百万円、指定校数:200校(H28現在))

- 学習指導要領の枠を超え、**理数を重視した教育課程**を編成
- 主体的・協働的な学び(いわゆる**アクティブ・ラーニング**)を重視
- 研究者の講義、フィールドワーク等による**興味関心の喚起**
- **国際的な活動**(海外生徒との交流、国際学会での発表等)
- 上記取組を**高大連携**や**企業連携**により高度に実施

<重点枠の設定>

(※最長3年、支援上限額:年間7~13百万円、重点枠数:17校(H28現在))

- 科学技術人材育成の中核拠点として、更なる取組を行う学校を重点枠に指定
- ・ 理数系カリキュラムや指導法、ネットワーク等を他の学校へ普及し、**地域全体の理数系教育の向上**を目指す。
- ・ 海外の先進的な理数系教育を行う学校等との定常的な連携関係を構築し、**国際性の育成**を図る。

《SSH校における先進的な取組事例》

高度な課題研究 (平成27年度生徒研究発表大会表彰テーマ)

- 凸レンズにおける「副実像」の出現位置の数式化(熊本県立宇土中学校・高等学校)
- 関東平野の竜巻発生メカニズムに関する研究 -竜巻再現実験装置の開発を通して-

(沖縄県立球陽高等学校)

⇒ 「課題研究」(科学に関する課題を設定し、観察・実験等を通じた研究)において、大学・企業等の支援を受けながら、**主体的・協働的に学習・研究を実施**

海外連携



(京都府立嵯峨野高校)

- 海外連携の組織的推進
- アジアサイエンスワークショップ in シンガポール/京都
- 「サイエンス英語」における共同実験

⇒ **国際的に活躍**する意欲能力の育成

理数への関心の向上



(千葉県立船橋高校)

- 県内の小中高大が連携
- 全県規模の「千葉サイエンススクールフェスティバル」開催
- 高大連携セミナーの開催

⇒ 児童生徒の**理数への関心の喚起**

SSH校は、全国における科学技術人材育成の拠点、理科・数学への関心を喚起する拠点としての役割

主体的に課題を発見解決に結び付けることができる、将来の国際的な科学技術関係人材を育成

41

スーパーグローバルハイスクール

- 急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成している。（平成26年度から開始）

概要

- ・ 国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。
- ・ 平成28年度予算額 11億円(平成27年度予算額11億円)

・ 対象学校: 国公立高等学校及び中高一貫教育校(中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校)

・ 指定期間: 5年間

・ 指定校数: 123校(平成26年度56校、平成27年度56校、平成28年度11校)



主な取組

- ・ グローバル・リーダー育成に資する課題研究を中心とした教育課程の研究開発・実践
- ・ 英語等によるグループワーク、ディスカッション、論文作成、プレゼンテーション、探究型学習等の実施
- ・ 企業や海外の高校・大学(ESDを通じたユネスコスクールを含む。)等と連携した課題研究に関する意見交換及び国内外フィールドワーク
- ・ 課題研究の英語等による成果発表会等の開催
- ・ 大学との連携による課題研究に関する英語等で指導を行う帰国・外国人教員等の派遣や、外国人留学生による英語等によるサポート
- ・ 単位認定を含む高大連携プログラムの提供



「ハーバード大学学生との意見交換」
京都市立堀川高校(H26指定校)

成果

- ◎ 卒業時における生徒の4技能の総合的な英語力(CEFRB1~B2)レベルの生徒の割合の**増加**
22%(H25)→90%(H26) ・立命館宇治中学校・高等学校(H26指定校)
- ◎ 将来留学したり、仕事で国際的に活躍したいと考える生徒の割合の**上昇**
13%(H25)→95%(H26) ・大阪府立三国丘高校(H26指定校)
- ◎ 公的機関から表彰された生徒数、又はグローバルな社会又はビジネス課題に関する公益性の高い国内外の大会における入賞者数**増加**
12人(H25)→30人(H26) ・渋谷教育学園渋谷中学高等学校(H26指定校)

★第9回全日本高校模擬国連大会

優秀賞を受賞し、高校模擬国連大会に日本代表団として出場予定

- 優秀賞
- ・ 渋谷教育学園渋谷中学高等学校(H26指定校)
- ・ 関西創価高等学校(H27指定校)
- ・ ベストポジションペーパー賞
- ・ 愛知県立旭丘高等学校(H26指定校)



「第9回全日本高校模擬国連」

★第3回「高校生ビジネスプラン・グランプリ」最終審査進出

- (日本政策金融公庫主催)
- ・ 大阪府立三国丘高校(H26指定校)

42

グローバルサイエンスキャンパス

○ 将来グローバルに活躍する次世代の傑出した科学技術人材を育成するために、大学の場を活用して意欲と能力のある高校生を育成している。(平成26年度から開始)

現状認識

- グローバル化の進む現在、国際的に活躍できる人材の輩出は急務
- 面としての教育では対応しきれない、個に応じた学習による才能の伸長も重要

概要

将来グローバルに活躍する次世代の傑出した科学技術人材を育成するために、大学の場を活用して意欲と能力のある高校生を育成。具体的には、地域で**卓越した意欲・能力を有する高校生等の幅広い発掘**、及び、**選抜者の年間を通じた高度で実践的講義や研究を実施する大学を支援**。併せて、国際性・専門性の観点から幅広い視野を付与。

「第2期教育振興基本計画」(抄)(平成25年6月14日閣議決定)
理数系人材の養成に向けた取組を総合的に推進することにより、理数好きの生徒等を拡大するとともに、優れた素質を持つ生徒等を発掘し、その才能を伸ばし、科学技術人材を戦略的・体系的に育成・確保する。

「第5期科学技術基本計画」(抄)(平成28年1月22日閣議決定)
我が国が科学技術イノベーションを持続的に向上していくためには、初等中等教育及び大学教育を通じて、次代の科学技術イノベーションを担う人材の育成を図り、その能力・才能の伸長を促すとともに、理数好きの児童生徒の拡大を図ることが重要である。このため、創造性を育む教育や理数学習の機会の提供等を通じて、優れた素質を持つ児童生徒及び学生の才能を伸ばす取組を推進する。



採択先: 大学
採択期間: 4年間
実施規模(各年度における支援金額の上限と受講高校生数)
・大規模型: 60~70百万円、130名程度/年
・標準型: 30~36百万円、60名程度/年
採択校数: 15校
・大規模型: 3校(H26: 2校、H27: 1校)
・標準型: 12件(H26: 6件、H27: 4件、H28: 2件)

事例: 京都大学(平成26年度採択)

~科学体系と創造性がクロスする知的卓越人材育成プログラム(略称 ELCAS(エルキャス)~

【目的】京都大学の教育理念「対話を根幹とした自学自習」に基づき、**優れた教育研究資源を積極的に活用した研鑽を通じ、グローバル社会で活躍し、主体的に科学を究める高校生を育成。**

【内容】京都大学と府県教育委員会等からなるコンソーシアムが一丸となって、京都大学の**理系専任教員らが織り成す最先端の環境下で高校生の才能を伸ばす。**

◆基盤コース: 平成26年10月以降、月2~3回程度実施。面接・試験等の選考を通過した高校1、2年生(平成26年度生・平成27年度生ともに各150名程度)が受講。「数学・物理」「生物・生命」「化学・物質」「情報」「環境」から選択するコースワークを経て、18分野に分かれた少人数制グループ実習に配属。

◆専修コース: 平成27年5月以降、月2~3回程度実施。基盤コース受講者のうち、2年次に更なる選抜を経た高校生(平成26年度生は30名程度)が受講。**1対1の対話型教育や、最大3名程度までのグループで研究室に入り、専門的な研究を進め、国際学会発表や英文ジャーナル執筆等の指導を受ける。**

※ 留学生の活用、フィールドワーク・現地教員らとのディスカッションをメニューとした海外研修などを通じ、**グローバル社会でのリーダーシップを育成。**



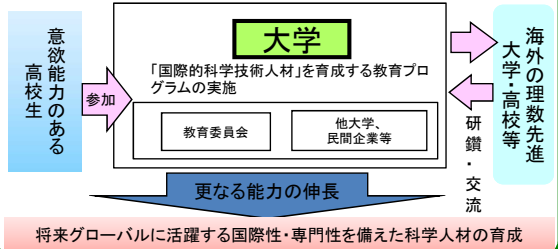
●主な成果● Intel ISEF2015 4名出場、国際地理オリンピック(2015)銀メダル1名 など

グローバルサイエンスキャンパスによる国際的科学技術人材育成

(イメージ図)

各主体が連携して、国際的科学技術人材の育成を促進

主機関: 大学
連携機関: 教育委員会等



43

米国のアドバンスト・プレースメント

○ 米国では、高校生が大学レベルの教育を受けるアドバンスト・プレースメントが実施されている。

- アメリカにおいて、ハイスクールの生徒が大学レベルの教養授業科目をハイスクールにおいて受講
- 授業科目は、ハイスクールが自主的に開設し、州の認定を受けた当該ハイスクールの教員が担当する
- 生徒は、非営利民間団体College Boardが実施する全国統一のAP試験を任意で受験する
- 大学の自主的な判断により、AP試験の成績をもって、入学者選抜の判断材料とすることや、入学後に単位を授与することが可能
- APコースの授業を受講していない生徒やAPプログラムに参加していない学校の生徒もAP試験を受験することが可能

APプログラム

※数値は全て2014~2015年

College Board

○大学協賛組織・非営利団体

- ・コースの指定
- ・ワークショップで教員の研修
- ・教育水準の監査

作成・実施

教員が試験作成・監査に参加

ハイスクール

(参加校数: 21, 594校)
(参加生徒数: 2, 483, 452人)
○大学レベルの教養授業科目を開講し、ハイスクールで学業成績の優秀な生徒に受講させる
○College Boardの研修を受けたハイスクールの教員が指導

AP試験

(受験者数: 4, 478, 936人)
○毎年5月に実施
○受験は任意
○APプログラム参加校に在学していない者も受験可能
○30の教養科目
○5段階評価(5が最良)
(全科目平均: 2.84)
(57.95%以上が3以上を獲得)
○1科目受験者が約半数
○受験料は1科目\$91

大学

(受付大学数: 4, 154校)
○入学者選抜時にAP試験の結果を考慮
○AP試験の結果に応じて単位を授与・修業年限を短縮
(多くの大学ではAP試験で3以上の成績であれば単位を授与)

【参照】College Board HP(2015年)、<http://www.collegeboard.com/html/apcourseaudit/>
<http://www.mirai-kyoiku.or.jp/info/worldeducation015/>

44

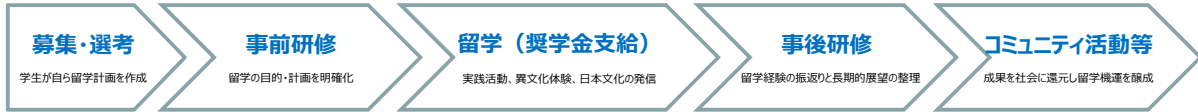
官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～

○ 平成26年度より、官民が協力した海外留学支援制度を創設し、これまでに、181社・団体の協力の下、合計1,420名の留学を支援。

趣旨

- ・ 民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するため、官民が協力した新たな海外留学支援制度を創設。
- ・ 「日本再興戦略」等を踏まえ、産学官が連携した支援コースの設定（実践型インターンシップ、フィールドワーク等を盛り込んだ留学）。
- ・ 留学の質の向上、留学の目的を明確化するため、事前・事後研修、留学中のプロジェクト、留学生のコミュニティを提供。
- ・ プログラムの実施に要する経費は、民間資金を活用。

プログラムの流れ



募集コース

【基本4コース】

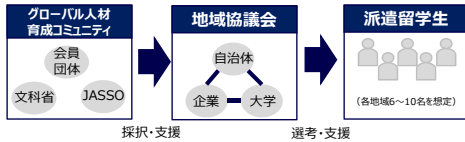
- ・ 理系・複合・融合系人材コース
- ・ 新興国コース
- ・ 世界トップレベル大学等コース
- ・ 多様性人材コース

【採用実績】

第1期生：323名（106校）
 第2期生：256名（110校）
 第3期生：404名※（113校）
 ※地域人材コース42名を含む。
 第4期生 437名※（141校）
 ※地域人材コース30名を含む

【地域人材コース】

- ・ 地域のグローバル化を促進するため、地域の活性化に貢献するリーダー候補を育成



【採択実績】

15地域

(H27年度地域事業)
 栃木県、石川県、三重県、岡山県、徳島県、香川県、熊本県、大分県、沖縄県、福島県いわき市、奈良市
 (H28年度地域事業)
 新潟県長岡市、島根県、佐賀県、宮崎県

【高校生コース】

- ・ 早い段階で留学という一歩を踏み出し、自分と向き合い、視野を広げ、将来の可能性を広げる機会を提供
- ・ カゲミツカ、スポーツ・芸術、アロマテラピー、国際コミュニケーションの4分野で学生を募集

【採用実績】

第1期生：303名（161校）

支援内容

支援期間	28日以上（3ヶ月以上を推奨）～2年 ※ 高校生コースの場合：14日以上（1ヶ月以上を推奨）～3ヶ月
奨学金（月額）	120,000円～200,000円（留学先地域によって異なる。） ※ 高校生コースの場合：80,000円～140,000円
留学準備金	○事前・事後研修参加費・・・事前・事後研修参加のための国内旅費の一部 ○往復渡航費・・・留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部〔100,000円（アジア地域）、200,000円（アジア地域以外）〕
授業料	○授業料・・・留学先における授業料相当額 ・1年以内の留学：上限金額 300,000円 ・1年を超える留学：上限金額 600,000円

支援企業・団体数

181社・団体（平成28年3月14日現在）
 平成32年（2020年）までの7か年の寄附見込額 約111億円



次世代の各界のリーダーとなる人材を育てるための自治体や民間の取組の例

○ 自治体や民間団体等がリーダー養成の観点から、同世代の子供たち同士での議論や留学等の取組を実施している。

自治体の取組

次世代リーダー育成道場（東京都）

■実施時期：平成24年度～

- 世界を舞台に活躍する国際感覚豊かなタフな若者を東京から輩出するため、平成24年度に東京都教育委員会が開設。
- 国内事前研修で様々なことを学び、その成果をもって留学にチャレンジする都立高校生を支援するプログラム。留学後には国内事後研修も課される。
- 留学期間は一年間で、冬出発・夏出発の二つのコースが用意されている。

・募集人数：約200人
 ・対象：都内の高校生等

ネクストリーダー養成塾（宮城県）

■実施時期：平成27年度～

- 東日本大震災後の宮城を支える次代のリーダーを養成するため、各界で活躍されている方の講話聴講や、同世代の間でのグループワーク等を通じて、将来の夢や目標について考えを深めるための機会を中学生に提供。
- 知事部局、県教委や県商工会議所連合会等が連携して実施。
- 夏休みに2泊3日の合宿を実施。

・募集人数：約40人
 ・対象：県内の中学1～3年生

ふくおか高校生知の創造塾（福岡県）

■実施時期：平成18年度～

- 生徒の課題解決能力の育成のため、福岡県教育委員会と九州大学が連携して実施。
 - 2泊3日の合宿を中心とした取組であり、合宿前に、生徒には事前研修を実施。さらにウェブシステムを活用した事前・事後学習を課している。合宿では、サブテーマを複数設けて、それぞれでグループワークを行う。
- ・募集人数：約200人
 ・対象：県内の高校生

民間の取組

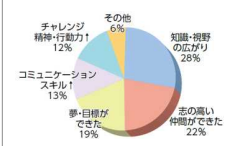
日本の次世代リーダー養成塾

■主催者：日本の次世代リーダー養成塾（知事、学界、経済界等の有識者が組織）

■実施時期：平成16年度～

- 世界で活躍できる次世代リーダーを育てるため、高校生を対象として、夏休みに2週間程度の合宿を実施。
- 各会を代表する講師陣による講義、アジアから招聘した高校生とのディスカッション、フィールドワーク等を行う。
- 自治体（8県2市）とも連携。連携自治体の高校生は交通費等の助成が受けられる。
- 12年目を迎え、卒業生は1,862名。

塾での経験は進学や就職にどう役に立っていますか？
 （1～9期の卒業生アンケート結果）

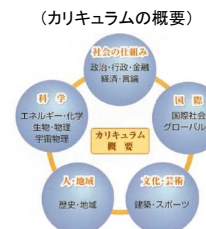


未来人財育成塾

■主催者：新生日本・再生故郷実行委員会（会津若松市とプラチナ構想ネットワークが協力して主催）

■実施時期：平成25年度～

- 新たな時代を切り拓く未来のリーダーを排出するため、中学生を対象として、夏休みに4泊5日の合宿を会津若松市で実施。
- 世界で活躍する講師陣と直に接することで、世界が未来について考え、夢を描き、目標を持って取り組んでいく「あすなろの心」を育む機会を提供。
- 3年目を迎え、卒業生は252名。



（各事業のウェブサイト等を基に、内閣官房教育再生実行会議担当室にて作成。）

○ 「突出した能力はあるが、現状の教育環境に馴染めず不登校傾向にある小・中学生を選抜し、継続的な学習保障及び生活のサポートを提供する」ことによって、「将来の日本をリードし、イノベーションをもたらす人材を養成する」ことを目指し、東京大学先端科学技術研究センターと日本財団が平成26年から開始。

対象人数

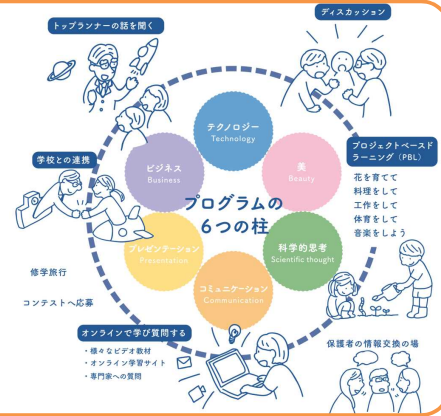
第1期（平成26年12月から1年間）：全国601名の応募者の中から、15名を選出。
 第2期（平成27年12月から）：全国536名の応募者の中から、13名を選出。



実施内容

書類選考と面接で選出されたスカラーが東京大学先端科学技術研究センター内に開設された教室に月に数回のペースで集まり、

- ・ 科学技術や芸術、スポーツ界など様々な分野で活躍するトップランナーによる講義やディスカッション
- ・ プロジェクトベースドラーニングと呼ばれる料理や工作など身近なものを題材にした実践型の教育プログラム
- ・ 一人一人の興味に応じたインターネットを利用した個別指導等を実施。



1年間を終えての評価 (ROCKET資料より)

「1年間で何か変化がありましたかとよく問われます。我々は1年間で変化を求めています。1年経って15名全員がROCKETへの残留を希望しました。この場が子ども達にとって意味のある場所になっていることが大きな成果であると考えています。」

(ウェブサイト等を基に、内閣官房教育再生実行会議担当室にて作成。)

特色ある大学入学者選抜

○ 生徒の多様な活動が評価される入試が各大学で実施されている。

東京大学「推薦入試」

- ・ 全10学部で募集。募集人員は各学部で設定するが、全体として100名程度。
- ・ 各学校からの推薦は男女各1名の合計2名まで(複数学部への推薦不可)。
- ・ 各学部が定める推薦要件に該当し、平成28年度大学入試センター試験のうち、大学が定める教科・科目の全てを受験した者。
- ・ 出願書類と面接等の審査結果及び大学入試センター試験の成績を総合的に評価して決定。
- ・ 大学入試センター試験は、入学後の学修を円滑に行い得る基礎学力を有しているかどうかを判断する観点から、8割以上の得点であることを目安とする。

【平成28年度における合格者数】 77名

京都大学「特色入試」

- ・ 全10学部で募集。募集人員は各学部で設定するが、全体として100名程度。
- ・ 高等学校における幅広い学習に裏付けられた総合力と学ぶ力及び高い志を評価し、個々の学部が定めたカリキュラムと教育コースを受けるにふさわしい学力と意欲を備えた者を選抜。
- ・ 第一次選考で高大接続を重んじる観点から、志願者自らの学ぶ意欲や志について書類選考を通じて評価。
- ・ 第二次選考では、各学部において、学部が必要とする基礎学力や教育コースへの適合力を測定する能力測定考査ならびに論文試験、面接試験等を組み合わせて、望ましい人材の選抜を丁寧に実施。
- ・ 大学入試センター試験は、医学部医学科以外で利用。

【平成28年度における合格者数】 82名

筑波大学「国際科学オリンピック特別入試」

- ・ 国際科学オリンピックやその代表者選考等にかかる活動を支援し、専門領域に関する確かな学力、高い課題解決能力を身に付けた人材を育成するため、国際科学オリンピック特別入試を実施。
- ・ 国際科学オリンピック日本代表として選抜された者、又は日本国内で行われる代表者選考会等で、その専門分野において一定の成績を収めた者を対象として、明確な目標をもって学ぶ意欲や計画的に学ぶ意欲を評価して選抜。
- ・ 選考方法としては、エントリーシートの内容に基づいて、15分程度の個別面接により行う(ただし、生物学類のみ書類審査による第1次選考を実施)。

<これまでの入学者数(平成21年度～28年度)>

年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	合計
入学者数	5	6	9	6	7	5	4	7	49

大学への飛び入学

○ 我が国においては、平成9年度から飛び入学を制度化し、これまでに117名が大学へ入学。

制度の概要

【趣旨】

・ある分野で特に優れた資質を有し、大学入学によって才能の一層の開花が期待される者に対し、早期から大学教育を受けさせることによってその資質の伸長の途を開く。

【制度概要】

○対象者に係る要件

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること
- ・高校に2年以上在学したこと等

○受け入れ大学に係る要件

- ・大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること
- ・特に優れた資質の認定に当たって、高校の校長の推薦を求める等、制度の適切な運用を工夫していること
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと

実施状況

・これまでに、9大学が飛び入学の制度を導入し、117名が飛び入学により大学へ入学。
※ 平成27年5月現在

【実施大学】

制度導入年度	大学名	実施学部
平成10年度～	千葉大学	文学部・理学部・工学部
平成13年度～	名城大学	理工学部
平成17年度～ 平成26年度	昭和女子大学	人間文化学部・人間社会学部・生活科学部
平成17年度～	成城大学	文芸学部
平成17年度～	エリザベト音楽大学	音楽学部
平成18年度～	会津大学	コンピュータ理工学部
平成26年度～	日本体育大学	体育学部
平成28年度入学者 選抜から制度を導入	京都大学 東京芸術大学	医学部 音楽学部

参考：諸外国の状況

- ・米国、英国、カナダ等の欧米諸国や、韓国、台湾、シンガポール等のアジア諸国においても、入学年齢要件等制度に違いはあるものの、大学への飛び入学制度を採用。
- ・特に米国では、飛び級(acceleration)制度として、幼稚園段階から大学段階までにおいて多様な早修制度が設けられている。

【事例】Early Entrance Program(EEP)

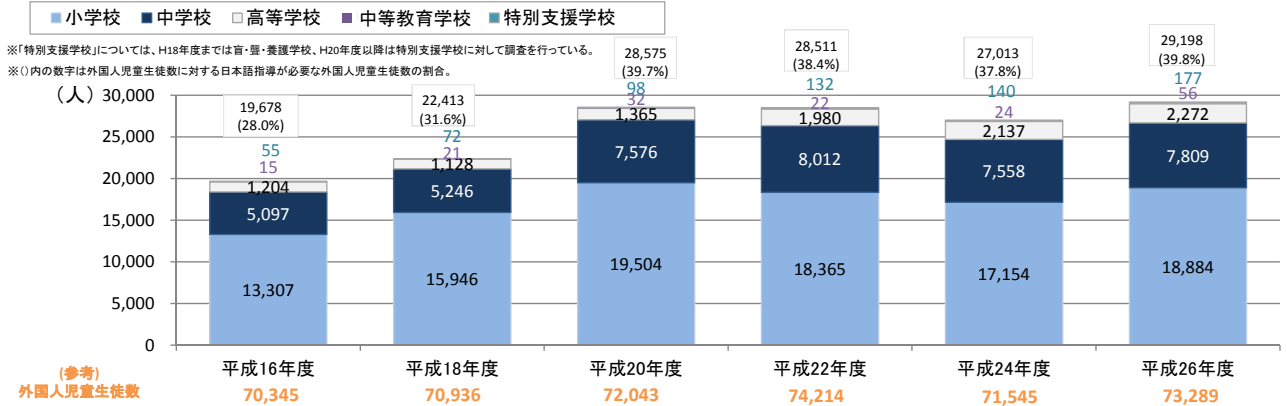
- ・1982年にカリフォルニア州立大学ロサンゼルス校で開始。11歳以上の優れた中高生を対象にフルタイムでの大学教育の機会を提供している。毎年約100人が応募し、25～40人が入学。49

(5) 日本語能力が十分でない子供たちへの教育

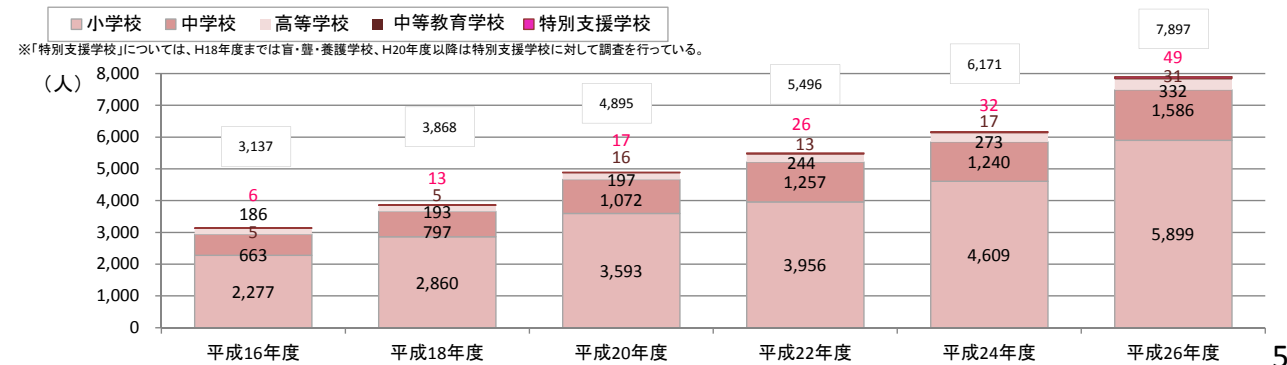
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状①

- ① 公立学校に在籍する外国人児童生徒の約4割が日本語指導を必要としており、増加傾向。
- ② 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も近年急増している。

【公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数】 出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成26年度）」



【公立学校に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数】

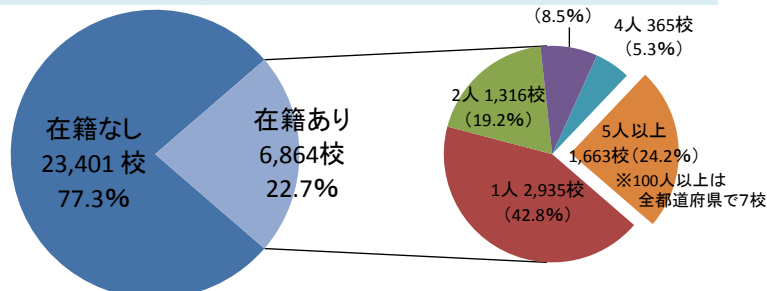


公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状②

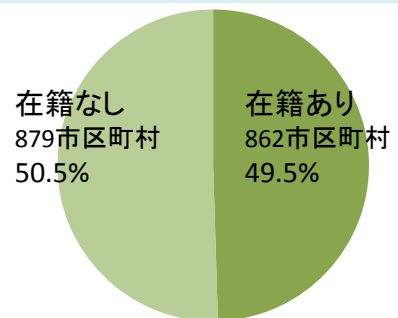
- ① 日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校は、全体の2割。在籍する自治体は約5割に達する。100人以上在籍する学校がある一方、最も多いのは、1人のみで在籍している学校。
- ② 日本語指導が必要な児童生徒の母語・使用頻度の高い言語は多岐にわたっている。

【日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数・市町村数】

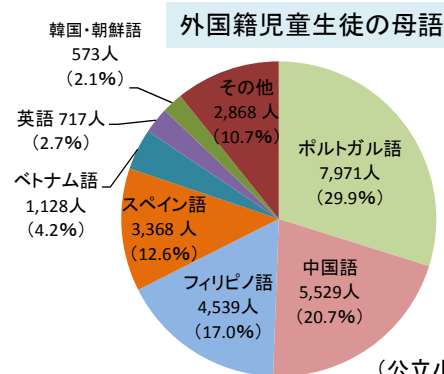
日本語指導が必要な児童生徒が在籍する公立小・中学校数
(公立小・中学校 30,265校)



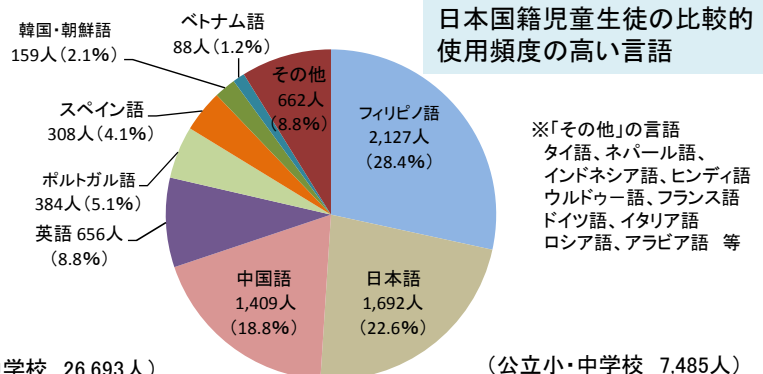
公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



【日本語指導が必要な児童生徒の母語・使用頻度の高い言語】



(公立小・中学校 26,693人)



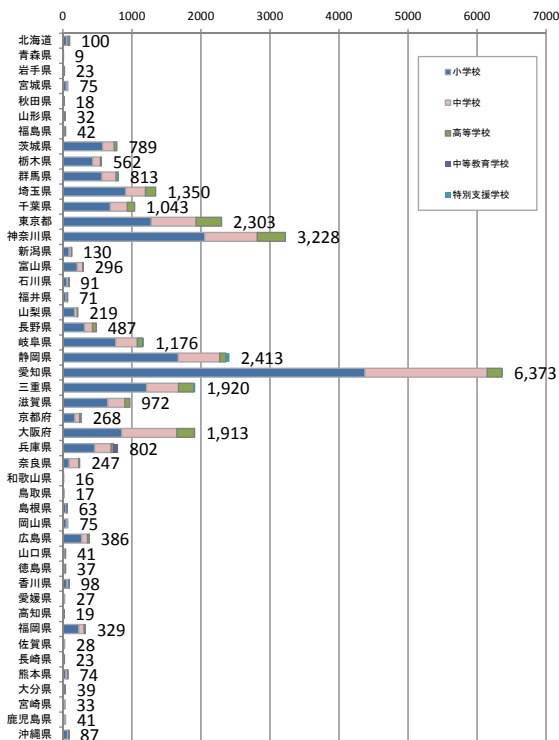
(公立小・中学校 7,485人)

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成26年度）」

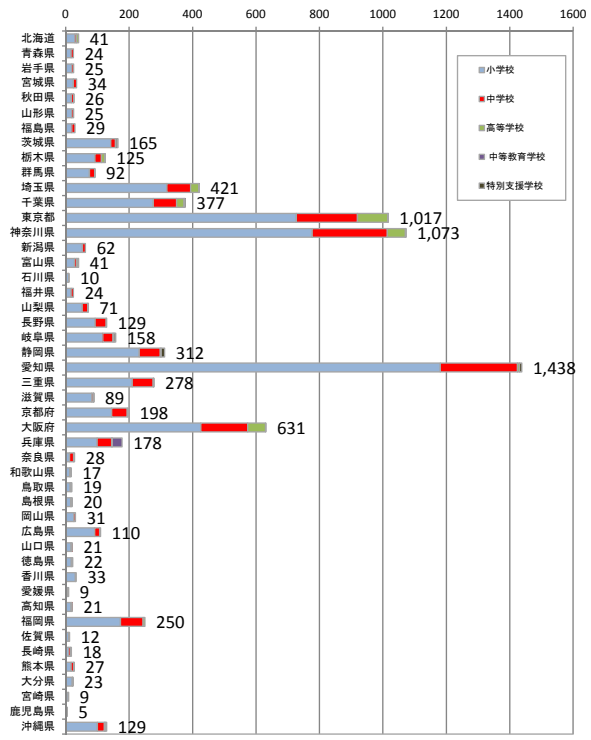
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状③

○ 都道府県別に見ると、日本語指導が必要な児童生徒は愛知県、神奈川県、東京都等に多い。

【日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校種別在籍状況(都道府県別)】(人)



【日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の学校種別在籍状況(都道府県別)】(人)



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成26年度)」

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

○ 日本語能力が十分でない子供たちの公立学校での受入や日本語指導の充実、就学に課題を抱えている子供の支援等を実施する自治体の取組を支援。

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市等)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

平成28年度予算額:231百万円(前年度予算額:211百万円)

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業【H25～】
 補助対象：都道府県・指定都市・中核市 55地域
 支援対象：公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等

II 定住外国人の子供の就学促進事業【H27～】
 補助対象：都道府県・市区町村(教育委員会・首長部局)等 30地域
 支援対象：就学に課題を抱える外国人の子供

現状

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- 初等中等段階からのグローバル人材の育成

課題

- 進路を見通した、個の実態に応じた日本語指導等
- 少数在籍校や散在地域の受入れ・支援体制整備

現状

- 外国人集住地域やその他の地域において、不就学等の定住外国人の子供が存在
- 定住外国人の子供の不就学等の問題は、地域・生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景を有する

課題

- 学校への受入れに至らない子供に対する、地域の実情に応じた支援体制整備
- 子供が適切な就学先を選択するためのコーディネートの実施

事業実施項目(地域の実情に応じて組み合わせる)

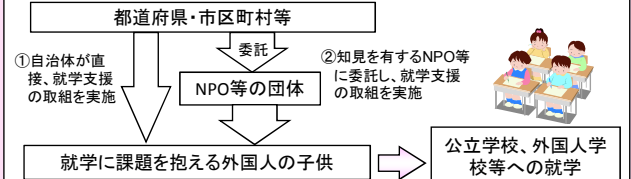
- 日本語指導の充実**
 - (必須)*「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
 - (必須)*「特別的教育課程」による日本語指導の実施
 - 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
 - 日本語指導のための教材の作成 ※但し、都道府県は*を必須項目としない
- 就学機会の確保**
 - 就学相談窓口の設置
 - 就学ガイダンスの開催
 - 就学状況の調査
 - 関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配付)
- 公立学校への円滑な受入れ**
 - 初期適応指導教室(プレクラス)の実施
 - 日本語指導ができる支援員の派遣
 - 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣
- 指導・支援体制の整備**
 - センター校の設置、巡回指導の実施
 - 学校間連携モデル地域の設置
 - 地域連携のための協議会の開催
 - 少数在籍校又は散在地域の指導・支援体制の充実(コーディネーター配置等)
- 学力保障・進路指導**
 - 高校や大学、ハローワーク、企業等との連携による進路ガイダンスの開催
 - 進路相談の充実(相談員の派遣等)
 - 教科補習のための支援員の派遣

*各地域の取組の実践交流**
 担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねつと」への資料掲載 等

事業内容

- 目的:就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助
 - ・学校とのコーディネートを通じた就学の促進
- 取組(例):
 - ・就学に必要な日本語指導、教科指導、母語指導等
 - ・日本の生活・文化に適應するための地域社会との交流 等

(事業実施スキーム)



- 「日系定住外国人施策の推進について」(平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議)

「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である等が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにすること、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。(中略)このための施策の国の責任として譲りていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。
- 「多文化共生社会の推進に関する提言」(平成26年8月 多文化共生推進会議)

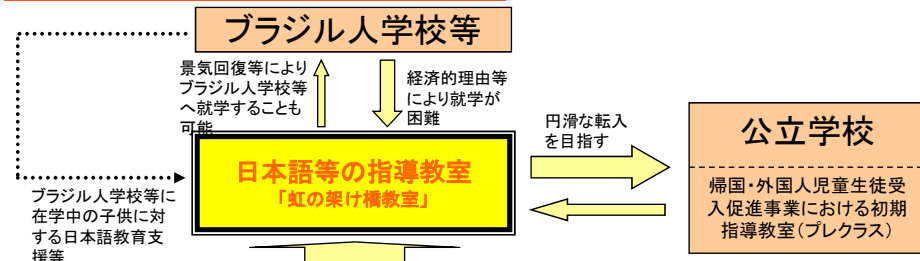
外国人住民の多国籍化や散在化といった地域課題に対応し、自治体やNPOとの連携も視野に入れた、持続可能な新たな仕組みを検討し、円滑な就学への支援事業を実施すること。

定住外国人の子供の就学支援事業（虹の架け橋教室）〔H21～26〕

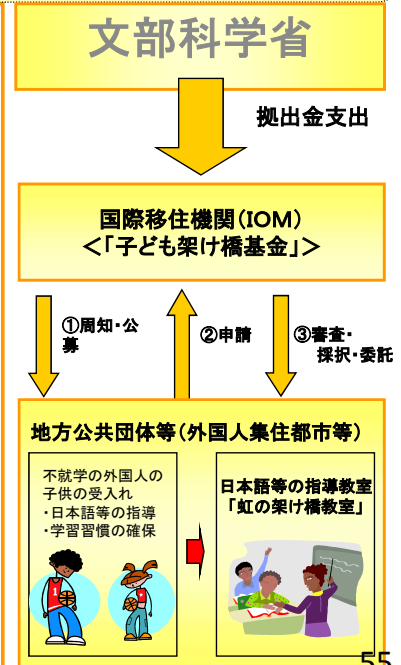
○ 不就学の子供の就学支援については、平成21年度から26年度までに「定住外国人の子供の就学支援事業」により、4,333名が公立学校やブラジル人学校等に就学。（27年度からは、「定住外国人の子供の就学促進事業」（前頁参照）を実施。）

- ・多くの日系人労働者がリーマンショック後の景気後退により失職し、その子供たちも、不就学となる例が見られたことを受け、公立学校等への円滑な転入が図られるよう、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場を提供。平成26年度は全国22教室で実施。
- ・平成21年度補正予算により、国際移住機関(IOM)に基金を設置して実施。当初、平成21～23年度の3年間の予定であったが、その後の厳しい経済情勢に鑑み、効率化を図りつつ平成26年度まで延長。
- ・平成21年度から26年度までの6年間で、4,333名が公立学校やブラジル人学校等に就学。

外国人の子供のための日本語指導等の実施



- 役割：不就学となっている外国人の子供を対象に日本語指導等を実施（ブラジル人学校等に在籍する子供も受入れ可能）。
- 対象・期間：義務教育段階の子供等を、原則6ヶ月程度教室に受入れ。
- 場所：外国人集住都市等において実施。
- 内容：
 - ・ **日本語指導等を行う教員**
日本語指導や教科指導
 - ・ **バイリンガル指導員**
母語指導と教科指導の補助
 - ・ **コーディネーター等**
子供の公立学校への受入促進、地域社会との交流の促進等



「特別の教育課程」の編成・実施

○ 平成26年4月1日より、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を可能とした。

1. 制度の概要 【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者
- ④授業時数：年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策

【設置者】・学校への指導助言・人的配置、予算措置・研修の実施等
【学校】・学校教育への位置付け・指導計画の作成、指導、評価等
【支援者】・専門的な日本語指導・母語による支援・課外での指導・支援等

【左記児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者の割合（平成26年5月1日現在）】

	小学校	中学校
「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数	5,281人	1,694人
日本語指導を受けている者のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている者の割合	23.8%	20.9%
（参考）日本語指導が必要な者のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている者の割合	21.3%	18.0%

【「特別の教育課程」実施のために必要だと考える取組】※市町村教育委員会が回答

